

平成30年度予算審査特別委員会（第1日目）

- ◎ 招集年月日 平成30年3月12日（月）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年3月12日（月） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年3月12日（月） 午後 4時34分

◎ 出席委員

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 五十嵐 捷 爾 | 6番 | 西 山 和 夫 |
| 2番 | 花 井 泰 子 | 7番 | 木 村 一 |
| 3番 | 吉 田 峰 一 | 8番 | 笠 松 悦 子 |
| 4番 | 松 井 盛 泰 | 9番 | 谷 口 康 之 |
| 5番 | 成 澤 五 郎 | | |

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

- | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------------------|-------------|
| 町 長 | 大 野 幸 孝 | 広 報 調 整 係 長 | 赤 松 拓 也 |
| 副 町 長 | 網 野 眞 | 企 画 振 興 係 長 | 大 谷 晃 介 |
| 総 務 企 画 課 長 | 小 田 島 伸 二 | 税 務 係 長 | 高 田 正 志 |
| 生 活 福 祉 課 長 | 田 中 志 津 夫 | 会 計 係 長 | 小 林 雪 絵 |
| 税 務 会 計 課 長 | 佐 藤 辰 治 | 福 祉 医 療 係 長 | 上 村 定 子 |
| 産 業 振 興 課 長 | 西 野 俊 一 | 保 険 係 長 | 佐 藤 雅 明 |
| 産 業 振 興 課 主 幹 | 森 永 茂 | 健 康 推 進 係 長 | 筒 井 裕 子 |
| 地域創生推進室長兼
ものづくり推進室長 | 三 原 知 明 | 戸 籍 住 民 係 長 | (田 中 志 津 夫) |
| 地域創生推進室主幹兼
ものづくり推進室主幹 | 長 谷 川 将 之 | 農 業 振 興 係 長 | 南 一 貴 |
| 建 設 水 道 課 長 | 佐 々 木 孝 幸 | 林 業 振 興 係 長 | 上 野 真 吾 |
| 建 設 水 道 課 主 任 技 師 | 佐 藤 和 人 | 水 産 振 興 係 長 | 堂 前 哲 也 |
| 教 育 長 | 本 間 茂 裕 | 商 工 観 光 係 長 | (森 永 茂) |
| 学 校 教 育 課 長 | 帰 山 亮 一 | 管 理 係 長 | (佐 々 木 孝 幸) |
| 社 会 教 育 課 長 | 松 本 泰 行 | 土 木 係 長 | (佐 藤 和 人) |
| 知 内 高 等 学 校 事 務 長 | 小 嶋 隆 | 建 築 係 長 兼 管 財 係 長 | 澤 田 浩 一 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 長 | (帰 山 亮 一) | 上 下 水 道 技 術 係 長 | 牧 野 覚 |
| 代 表 監 査 委 員 | 西 内 貞 治 | 上 下 水 道 事 務 係 長 | 南 和 敏 |
| 総 務 係 長 | 野 戸 早 苗 | 総 務 係 長 兼 学 校 教 育 係 長 | 石 田 由 美 子 |
| 財 政 係 長 | 新 岡 佑 太 | 社 会 教 育 係 長 | 永 田 吉 雄 |
| | | ス ポ ー ツ 振 興 係 長 | 上 野 英 孝 |
| | | 郷 土 資 料 館 学 芸 員 | 竹 田 聡 |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 村 上 義 久 | 議 事 担 当 係 長 | 筒 井 俊 介 |
|-------------|---------|-------------|---------|

平成30年度予算審査特別委員会議事日程

(第1号)

平成30年3月12日(月)午後9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第 1	議案第 10 号	町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について
第 2	議案第 11 号	知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第 3	議案第 12 号	地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 4	議案第 13 号	知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
第 5	議案第 14 号	知内町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 6	議案第 15 号	知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について
第 7	議案第 16 号	しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について
第 8	議案第 17 号	知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について
第 9	議案第 18 号	知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について
第 10	議案第 19 号	平成30年度知内町一般会計予算について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(木村 一)

皆さん、おはようございます。

平成30年度知内町議会予算審査特別委員会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。3月9日の本会議で予算審査特別委員会が設置され、図らずも私が委員長を仰せつかりました。委員各位には、ご迷惑をかけることもあるかと思いますが、限られた期間時間ですので、効率的に委員会が運営されますよう、委員各位のご理解とご協力をお願い致しまして、ご挨拶とさせていただきます。

只今の出席委員は、9人です。定足数に達していますので、平成30年度予算審査特別委員会を開会致します。

これから、本日の会議を開きます。

委員会の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

直ちに議事に入ります。

委員会に付託されました16議案については、既に提案理由の説明が終了しております。これから、審査に入りますが、審査の方法は、議案第10号から1議案ごとに質疑・討論・採決の順で進めてまいりたいと思います。

この取扱いについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。それでは、そのように審査を進めてまいります。

委員の皆様をお願い致しますが、質疑については、予算書及び資料のページを示していただくよう、お願い致します。

● 議案第10号 町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（木村 一）

それでは、日程第1、議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

以前から人事院勧告、報酬等も含めていろいろと議論しているんですけども、まず、町内の状況、雇用状況がどうなっているのか、いろいろな面で要するにアンケート取ったり、いろいろな対策を講じて、何とか町内のまず、把握をするべきだろうということでいろいろ言って、自分たちの報酬も含めて反対をしてきました。そういう観点から、未だに行動が起こされていないということで、ちょっと残念なんですけれども、これ国勢調査のあれかな、農業だとか、漁業だとか、いろいろ種類別、ましてや、サービス業に勤めている方、町内、そして、各地域に分別していろいろな資料があるんですよ。その中で、一次産業というのは、比較的所得確認しやすいでしょうけれども、町内にこういうサービス業に勤める方、販売に勤めている方、事務的に勤める方、いろいろ選別して人数的にもわかっているわけですから、そうした中で、抜き打ちにアンケートをしていただくのか、それとも、全体で考えていくのか、いろいろな手法はあるんだと思うんですよ。あくまでも、最終的には町内のそういう方々が、町民が判断することになりますけれども、回答していただけない場合もあるだろうと思いますけれども、まず、その行動を起こしてどうなのか、我々、議員も含めて町の三役もやはり当然、その辺は自覚すべきだろうなと思っています。基本的には、そういう面も含めて、今後、またしつこいようなんですけれども、アンケート等の実施あるのか、ないのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

職員の給料水準につきましては、これまでもいろいろな場面で議員からご質問をいただいているところです。その場合にもご説明を致しましたけれども、人事院の公務員の給与水準というのが、公務員の全体的な共通する業務内容ですとか、それらを勘案して、国家公務員の給与水準に勘案した地方公務員の給与水準の体系ということで、まずは、人事院が国内の50人以上の事業所の給与水準を比較、いろいろ調査をしながら、その年の人事院勧告ですとか、給与水準を作成しているというのは、議員もご承知のことだと思います。そのときにも説明しておりますけれども、町内のいろいろな事業所確かにございます。その方々にアンケートで給与水準などをお知らせいただくということは、

原理的には不可能ではありませんけれども、ただ、そのときにもご説明をしておりますけれども、なかなか今、皆さんお忙しい中ですね、いくら役場の調査だからといって、なかなかご協力をいただけないというのが実態でございます、特にせつかく調査するというのであれば、相当数の調査もきつとすべきなんだろうと思いますし、例えば1事業者のお一人、お二人という調査では、その結果をもって何の参考になるんであろうということもきつと出てくると思いますので、もし、やるとすると、相当数の調査が必要となると思われますけれども、そのようなご負担を各事業所にお問い合わせするのはいかがかなということで、実施することは考えてございません。

◎ 委員長（木村 一）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

今、6番議員さんと同じような質問を以前からずっとやっていました。それで、今、課長が話をしたら、調査をする考え方がないという、今回、はじめてその態度がされたんですね。以前はやってみますということだったんです。やるという話で、それをずっと期待をしながらこっちで待っていながら、やらないからということで今までこの問題については、反対の立場をずっとしてきた。それについて、今回、やらないというに非常に遺憾を感じているところでございますけれども、この間のこの説明のとき、副町長の方から渡島で最低水準だという、だからこれを改定するんだという、こういう1つの理由出ました。全道的なもの今、ここにあるんですけれども、ランクがですね、全部5つになって、我々のこの知内はAランク4, 999人以下のランクから見れば、決して安い方ではないです。上見ればきりがありませんよ、高いところも結構ありますよ。けれども、それ以下のところもあるんです。私は決して反論するわけでもないですけれども、最低水準というのは、渡島だけを見るのではなくて、渡島でまだその下もあるわけですね。だから、そういうことで、この案件については、提案の仕方、さらには、これを今、上げるという時期的な問題について、如何なものかなというちょっと疑義を感じているのですが、これは副町長からお答え願えますか。

◎ 委員長（木村 一）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。まず、前段の部分で、民間事業所の調査を以前はやると言っていたということでもありますけれども、これは改めて会議録等精査していただければと思いますけれども、やるということで明言はしていないというふうに認識しております。先ほど6番議員さんの関係もありましたけれども、以前もこういうお話があって、以前お話申し上げておりますのは、確かに町内民間事業所云々というお話はありました。ただ、その中で、地方公務員給与の決定の仕組みは、地公法の部分のお話も申し上げながら、そういうことがあってやるということが果たして如何なものかということはいましたけれども、やるということでの説明はしていなかったかなというふうに認識してございます。それと、あと特別職の部分で、管内で一番低い水準と、今回の実は条例改正の提案の中でもご説明を致しましたけれども、これは実は私どもの方で言っているということではなくて、昨年、明けましたから一昨年になりますか、一昨年の実は報酬審議会の中で実はそういうことも意見として出されまして、早い時期にそれらの見直しを考える

べきだということがございました。そして、昨年12月4日の特別職の報酬審議会で、正式に答申をいただいて、今回の提案に至ったということでございます。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

6番。

◎ 6 番（西山和夫）

確かに調査掛けていただけるか、掛けないか、明言はしていないんですよ。だから、だらだらだらだどっちなのかなということ、言えやってくれるのかなという期待を込めてずっとやってきているんですよ。ただ、今回はもうやらないということなので、その理由の1つに業者に負担を掛けるという、業者に負担、どの程度掛けるんですか。要するに業者にアンケート出して、いろいろな精査をしなければならない。給料明細だとかいろいろ精査、その要するに費用ということなんですか。要するに時間的ロスということなんですか。その辺、どう捉えればいいのか、もう一度、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

もし、調査ご協力いただくとなるとですね、やはり従業員の方々の全員の年齢ですとか、勤続年数ですとか、やっている業務、職務ですね、係長ですとか、どういう職務階級にあるのか、それで給与月額がどうなのか、ボーナスの率がどうなのか、それを基本的に全てお答えいただくのが調査であろうと思います。その部分では、何度も申し上げますけれども、今、通常ですね、工業統計ですとか、いろいろな統計があるんですけども、なかなか業者の皆さんお忙しいということで、最終的にはご協力をいただいているんですけども、特に数量ベースの部分では、例えば税理士を頼まないといけないので、その費用をどうか出してくれだとか、そんな声もいただいている中でですね、いくら町とはいえ、そのような調査をお願いするというのは、非常に難しいことだと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

6番。

◎ 6 番（西山和夫）

いろいろな考え方あるんでしょうけれども、国勢調査だってそこまでやっていないんでしょう。年齢からボーナスからという、国勢調査のちょっと仕方、内容的にわかりませんが、あくまでも国勢調査と同等の調査、それ以上の調査をしなければだめだということです。国勢調査の今の現状どういう調査しているのか、お知らせください。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

国勢調査は、基本的に5年ごとの調査です。ただ、収入にかかるものは、10年おきとなっています。それで、世帯の年収ですとか、確かに収入部分では国勢調査、10年ごとの調査で出ますけれども、ただ、その中でですね、何年その会社に働いて、どのような職務といいますか、課長ですとか、部長さんですとか、そのようなことまでは対象となっておりますので、例えば産業分類の中のどういう業態の職業であって、年収がどのくらいという調査ですので、こちらでもし、先ほどからも何度も同じご説明

していますけれども、人事院勧告に相当するもので、例えば給与の年数、給与表にも該当してくるとなると、やはりご説明したような勤続年数ですとか、年齢だとか、そういう詳細なものを調査しないと、人事院勧告に該当するような調査にはならないものだと考えています。

◎ 委員長（木村 一）

ほかにありませんか。

なければ、これから討論を行います。

討論ございませんか。

6番。

◎ 6 番（西山和夫）

確かにいろいろな状況、業者さんに負担を掛けてまでという思いもあるんでしょうけれども、ただ、我々とするれば、民間の雇用者がどういう状況なのか、そして、総体でじゃあ、町としてどういう施策が可能なのか、それらを審議するときというのは、やっぱりそこがベースになって、そして、我々もじゃあ、町の雇用状況を確認して、それぞれ給料アップしていいのか、悪いのかという判断もあるでしょうし、いろいろな複合的な考え方がその資料によってできるんだらうなという思いがあるんですよね。当然、施策というのは、第一ですよ。そういう状況、町内の雇用状況を確認して、30代、40代が今、どういう状況なのか、じゃあ、それに対する施策として、今回、町長がやろうとしている子育て世代であれば、高校まで無料にするだとか、いろいろな理由付けにもなるだろうし、やはり何か政策を起こすときというのは、そういう状況だとか、いろいろ説明をしながら、そうした下積みで判断するんだという材料ですよ。やはりそこまで求めないと、なかなか厳しいものがあるんだらうなということで、再三言ってきているんですけれども、今回、やる意思はないとはっきり出ましたので、これから調査を掛けるつもりはないんだらうけれども、その都度、また言わせてもらうことになるんでしょうけれども、以上のような理由から、今回の提案については、時期尚早だと思っていますので、まず、それが先だという認識から反対をさせていただきます。

◎ 委員長（木村 一）

5番、成澤委員。

◎ 5 番（成澤五郎）

今、賛成の立場から申し上げたいと思いますが、今回のこの見直しについては、報酬審議会の提案ということがございます。また、説明の理由に、渡島管内でいわば低位にある、最も低いところにあるというようなことから、やはりそう見ると、一覧表など目にした場合に、知内町は管内の中のどういう状況に置かれているのか、財政的にというようなこともですね、やはり比較された場合には、そういったことも頭をよぎりますし、あらぬそういった財政の懸念もそこで惹起する、そういうことを考えれば、やはりもちろん低いところは全道的に見ればあるんでしょうけれども、やはりここは知内町渡島管内の一員ですし、そういったこともやはり見た場合、また、町長のこれまでいろいろな先進的なやはり事業の展開、あるいは、施設の導入、そういったことも考えれば、やはり見合った形の報酬で賛成と私は考えております。

◎ 委員長（木村 一）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

反対の討論をさせていただきます。以前から民間に対する調査を期待をしておりましたが、しかし、今回は調査しないということがきちんと明言されたところで、非常に今、疑義を感じるんですが、最低線、町の企業のその辺の調査というのが、最低線必要だと思うんですよ。特に報酬審議会等に出す資料として、それは絶対必要だと思うんですね。それらについても、これからもこの調査については、強く求めていきたい。更にもう1つは、管内の北海道内、広く、奥地の方に行けば行くほど、逆にAランクでも非常に高くなっている。だけれども、渡島・檜山・後志、考えてみたら、このランクで、65万円ベースなんです、ほとんど。いろいろ上も結構ありますよ、高いところ。そういうことを考えればですね、私は時期尚早だと思いますし、この案件について、反対するものでございます。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』を採決行います。

この採決は、起立により行います。議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』は、原案の通り決定することに賛成の方は、起立を願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、議案第10号、『町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例について』は、原案の通り可決されました。

● 議案第11号 知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（木村 一）

続きまして、日程第2、議案第11号『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番。

◎ 6 番（西山和夫）

すみません。これ北海道に委託するための条例だと思うんですけれども、このことによって事務軽減というのは図られるのかどうか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。この運協の名称、知内町国民健康保険運営協議会という形で改めるんですけれども、事務的には、従来の事務量とは変わるものではございません。

◎ 委員長（木村 一）

6 番。

◎ 6 番（西山和夫）

メリットは何ですか。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

国保の都道府県化によりまして、先ほども説明致したんですけれども、国民健康保険法の第 11 条、国民健康保険運営協議会という条文がありますけれども、その文が削除されるということになりますので、従来、各町村の方でそれぞれ国保の運営に携わる運営協議会ということで開催していた部分について、運営がなかなかできなくなるということですので、それを存続して国保の運営をスムーズに生かすために名称を残すということでございます。よろしくお願ひします。

◎ 委員長（木村 一）

6 番。

◎ 6 番（西山和夫）

以前、ちょっとお尋ねしたんですけれども、病院で窓口負担をどうするかによって、要するにそこで負担分を払って、今、知内町がやっている償還分というんですか、詳しいことは、ちょっと国保でやりたかったんですけれども、その払い方によっては、払い方によっては、要するにペナルティがないという方式もあるわけですよ。本来であれば、その運営協議会によって議論をされるんだろうと思いますけれども、その支払い方法ね、どっちを選択するか、そういう議論というのは、これからそしたら町でやるということになるの。あくまでも運営委員会は北海道に委託することによって、解散、そして、事務的には通常通り町がやるんでしょうけれども、そういう議論というのは、支払い方法に対する議論というのは、今度、どこでやるのか、あくまでも 1 回選択したら、ずっとその選択方法をすることなのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。今回の国保の都道府県化によりまして、被保険者の医療費の支払い方法が変わるとか、そういった議論ではなくて、今回のこの条例につきましては、従来、各町村の方で単体で国保の運営をしていただく。それが都道府県化によることによりまして、本来、町村で国保の医療費だとか、そういった部分について討論して、議論して、国保税だとかという形を決定してきたわけなんですけれども、今回、それがなくなるということで、従来、各町村で運営していた運営自体が、どこで今度、監視するか、一応、条例改正もありますので、その国保の運営に携わる関係でスムーズな運営ができるような形で、従来どおり国保の運営協議会というのをそのまま設置しておいて、運営を図るということですので、ご理解いただきたいと思ひます。議員さんのおっしゃるような医療費の支払い方法だとか、そういったものについては、従来と変わらないということでございますので、よろしくお願ひします。

◎ 委員長（木村 一）

休憩します。

それでは、休憩を取り消しまして、再開致します。

ほかに質疑ございませんか。

2 番。

◎ 2 番（花井泰子）

詳しくは特別会計でやりたいのですが、1点だけ確認させていただきますが、今回の国保で最高限度額が高くなるというふうな私、情報を得ているのですが、今現在54万円だと思っておりますが、それが多分、もっと高くなって57、8万円になるのではないかなというふうな情報を得ているのですが、そこだけ1点伺いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。まだ、道の方からは正式決定は来ていないんですけれども、一応、4月に国民健康保険税の上限の引き上げということで、案として出されてございます。その金額につきましては、4万円上がるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第12号 地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第3、議案第12号、『地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第13号 知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(木村 一)

次に日程第4、議案第13号、『知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり決定致します。

● 議案第14号 知内町介護保険条例の一部を改正する条例について

◎ 委員長(木村 一)

次に日程第5、議案第14号、『知内町介護保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第15号 知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第6、議案第15号、『知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第16号 しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第7、議案第16号、『しりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6番。

◎ 6番（西山和夫）

管理の運営ということでお尋ねするんですけれども、予算書の中に管理運営で200万円ほどの経費が計上されています。それで、家賃だとか、1か月、2万円だとか、15,000円、750円、1,000円あるんですけれども、町内会管理と同じように定期的に管理を委託するということなのか、そして、その管理料というのは、管理するだけでどのくらいなんですか。管理清掃費ですね。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、この管理につきましては、説明したとおりですね、町が管理することにとりあえず、なっております。将来的には公に準ずるような団体でやっていただければ最高なんですけれども、今時点では町の方で管理する予算書になっております。管理費につきましては、およそ3割くらいの入居率を見込んでおまして、その電気料、光熱水費等、あと清掃費、清掃につきましては、各部屋につきましては、入っている人がもちろん、これも以前説明したんですけれども、アパート形式ですので、た

だ、共通部分、玄関だとか、階段だとかの清掃につきましても一部見ておりました、それを勘案した予算計上しております。

◎ 委員長（木村 一）

6番。

◎ 6 番（西山和夫）

今、ここで単価決めちゃうわけですよ、条例で入居者の。それで、どの程度、清掃費だとか見ているのか。というのは、使い方で研修室だとか、交流会等ですね、無料になっているんですよ、使い方がね。ということになれば、イメージは町内会館管理なんですけれども、団体が使ったあとというのは、どうしても各団体が使った人が清掃していくんでしょうけれども、そのあとやはり町内会で頼んで確認をしたり、汚れているところはまた清掃したりということがあるわけですよ。それで、それが無料がどうなのかという話をちょっとしたかったものですから、それでお尋ねしたんですけれども、その辺の考えというのは、総体的に見ているということで理解していいのか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど言った共通部分とコミュニティルームにつきましては、週2回、3時間程度の清掃賃金を持っておまして清掃しますけれども、ただ、基本的にはコミュニティルーム、それぞれの団体がそれぞれきちんと管理する、清掃するという事になっていきますけれども、やはりそれを言いましても週に1、2回は清掃しなければならないということで、計上しております。

◎ 委員長（木村 一）

6番。

◎ 6 番（西山和夫）

やはりそこは基本的には担い手センターですから、農なり、漁なり、林の方々の要するに複合的に使うと。例えば全員入った場合、10名以上いるわけですから、その方々がそうした研修、そういう集まる場所にですね、集まっていろいろな話をして、心の癒やしだとか、または、その研修の農と漁と林ありますから、それぞれ違う中で、農はどうかとかというか、いろいろな話をして、感じ取るという場だと思うんです。本来は。本来はですよ。そこを要するに研修だとか、いろいろなものにも使わせるよということなんですよ。そこをね、空いているときは。だから、無料でいいのかということなんですよ。まして、先ほど言いましたように、使用した各団体が本来であれば清掃して帰るんですけれども、なかなか男同士が例えばそこを使った場合というのは、やはり清掃というのは雑です。それで、町内会も要するにそのあと清掃状況を確認しながら、また、汚いところはちょっと手当てするだとか、やっていると思うんですよ。そのための賃金も要するにこれに入っているということであればいいんですけれども、ただ、これに入るということは、町で負担するということでしょう、この清掃も改めて。週2日といったかちょっとわかりませんが、やはりそうしたあとにもやはり入るとするのが基本なんです。普通は、管理というのは。どうなっているのか。火の始末だとか、いろいろありますから。そういう意味で、もう少し無料という考えでなくて、500円でも1千円でも1回の使用料取った方がいいのかなという思いがあるんですけれども。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。担い手対策全般に予算書のときにも説明しましたけれども、今、農業で例えば就農フェアで担い手対策やったり、林業で行くと、道のモデル事業で2年間やらせていただいて、町で今度、30年からやるんですけれども、そういう総合的な担い手対策を今度、一本化して、予算にも計上させていただいて、説明したんですけれども、この担い手センターの管理につきましても、先ほど言いましたとおり、町で管理することになっていきますけれども、公に準ずる団体だとかも管理することができると思いますので、将来的には担い手対策の連絡協議会みたいなものを作りましてですね、その中にそれぞれの団体、農協だとか、漁協が入っていただくことの想定はしております、将来的には団体からも負担いただいてですね、そういう経費にも充てるようなことも今、考えておりますけれども、とりあえず、新年度、30年につきましては、町の予算で今、言った清掃管理費を計上しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。9番。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと条例の部分でお聞きしたいんですけれども、今、西山さんも言いましたけれども、この施設も公共的な施設ということで、私は理解しているんですけれども、そういうことになりますと、宿泊の部分ですけれども、飲酒だとか、たばこの部分、そういう部分について、ちょっと書いていないものですから、その辺のあれはどのような形になるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、言われるのは、宿泊室、館内全体という意味でしょうか。条例には何も書いていませんので、そこは常識の範囲内で飲酒、喫煙につきましても、考えておりますけれども、入るときには、喫煙の方はですね、町長の方も日頃しておりますけれども、禁煙の町ということで考えていますので、なるべく禁煙の方をお願いしたいとは思っております。

◎ 委員長（木村 一）

9番。

◎ 9 番（谷口康之）

私としてはですね、やはりこういうものであれば、全面禁煙とかそういうものを一切、使用してもらいたくないというのが、その辺、厳しくはなかなかできないという形になるんですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

先ほどと同じことになりますけれども、日本全体も禁煙の方の流れになっておりますので、禁煙を勧めますけれども、条例の中には謳っていませんけれども、入るときにそ

れはお願いしてですね、なるべく禁煙するようにしてほしいということと、ただ、アパート形式ですので、そうはいつでも、もしかすると、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、それにつきましては、禁煙するようにですね、勧めていきたいと思えます。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。5番。

◎ 5 番（成澤五郎）

ここに使用者の資格がございます。第4条、この中の（1）から（4）までは、該当する本人の精神的な、いわば意欲のあり、なしというような部分かと思えます。5から7にかけては、いわば適格者、このセンターを利用するに値する確かな人間というように理解するわけですが、その中の（5）この条例の施行日の前日時点で住所地が本町以外であり、かつ施行日以降に本町へ移住する者、又は、本町に移住してから1年以内の者、ちょっとわかりづらいのですが、施行日前日でまだ住所を移していない、すなわち本町以外に住所がまだある方、施行日以降に本町にいわば転入する者、こういう理解でよろしいですか。それと、移住してから1年以内の者というのは、先ほどの部分と整合性はどうかという感じしますが。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今の関係は条例の第4条の関係だと思うんですけども、委員おっしゃったとおり、町外から来る方をまず、想定してまして、施行日以後に本町に転入した者です。そして、1年以内の部分につきましては、町に入ってきてからですね、何年も経過して、もう住まいの安定もう図っておられる方も施行日後に転入してきて、何年も5年も6年も経った方を排除すると、その縛りを1年以内ということで付けることで、付けるために1年以内と、2つの意味があります。

◎ 委員長（木村 一）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

まず、3条の管理運営について、公共施設なんですよね、これ。なぜ、指定管理者制度を設けないのか。これを見れば、管理に関する公共団体に委ねることができるといふ非常にあやふやな条文なんですよ。公共施設はきちんと指定管理者を設けることと書いてしまった方がいいんじゃないですか。例えばの話、公共施設でほかの団体が使っているところ、例えば農業センターだとかいろいろありますね。全部あやふやなんですよ。だけれども、ほかのところもきちんと町の施設として指定管理者制度を設けて、その中でやっているわけですから、これは新しく作るのであれば、きちんと指定管理者を設けて、きちんと管理をしてもらう、その管理のもとに入居者に指導徹底していくのが筋だと思うのですが、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。それらの議論も部内では行いました。それで、基本的には先ほど言ったとおりですね、担い手対策というのは、町だけではなくて、いろいろな産業団体も

担わなければならないということがあると思いますけれども、将来的にはそういう団体なりで管理運営をしていただきたいという部分が町の方でありましてですね、こういうような条文にしております、これらは何回か団体とも話はしているんですけども、基本的には私、言ったようなことは理解、各団体もしております、ただ、30年すぐいきなり管理を任せられてという話もありましたので、とりあえず、先ほど言ったとおり30年は町の方に予算を持ちながら、管理しますけれども、管理運営につきましては、徐々にそれらの団体の集まりでやるのか、それらの負担金で運営していくのかはありますけれども、そういうような流れを作ろうとしまして、こういう委ねることができるという条文で載せておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

先ほどからちょっと話を聞いていますと、農林漁水で協議会を作って、それがやるということなの。責任がどこに持っていくの。協議会の中で責任取ります。高額な建物ですよ。町がきちんとこれはやっぱり管理すべきだ。再度。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。管理につきましては、委員おっしゃったとおり、町が管理する。委ねることができるということで、お願いするということの条文になっておりますので、あくまでも公共施設、町が管理運営するというのが基本になります。

◎ 委員長（木村 一）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

丸っきり子どもに答弁するような言い方ちょっとやめて。管理運営という、その言葉尻を取っていつているのではなくて、管理というのは、運営そのものを言っているんですよ、私は今ね。それを町が管理するのは当たり前の話。だけれども、最終的に指定管理者を設けて、町が責任を帰属するという形にしなければ、どうする。協議会にそんなもの責任を持たせてどうする。私が言っているのはそこなんですよ。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、委員おっしゃったとおり、運営の方の責任ということでありますけれども、委託することができるということなので、それには町もちろん協議会の方、1回か2回、団体と話しておりますけれども、町の方ももちろん入って、町、各団体の事務局と話したんですけども、さっき言ったとおり、すぐ予算、それぞれの団体で持つことができないということだったので、それらは町も入った運営の協議会等で運営を図っていくという考え方でありまして、ご理解をお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。8番。

◎ 8 番（笠松悦子）

重複するところがあると思いますけれども、第4条のことでちょっとお尋ねしたいと思います。例えばね、せっかくできたので、誰か働いてみないかという個々で声を掛けたときに、そのときにここにありますけれども、誰が入ってもお試しで研修に入りたいとか、生活体験をしてみたいとかって入ってきた場合に、ある程度、やっぱりきちんとした計画書、研修計画書をみたいなのは、必ず出さなければならないのか、例えばそれはどの程度までの計画書と思っているのか、ちょっと教えていただければ。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これらは規則の方に詳細載せる予定ですがけれども、今、委員おっしゃったとおり、計画のない者を入れるわけにはいきませんので、必ず、体験だろうが、計画書を出していただいて、それは例えば農に入るのであれば、農協なり、農業担い手センターというソフトの方の団体とかの結びつきをいただいた体験生を入れるということに限定したいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。2番。

◎ 2 番（花井泰子）

先ほど9番委員の議論を聞きまして、実は私、驚きました。当然、ここは禁煙だろうなというふうに思っていました。公共施設です。ですから、これは是非、禁煙にしていたいただきたいんです。ホテルではありません。ですから、これは禁煙にしていたきたい。

◎ 委員長（木村 一）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。当然、今、健康増進法で喫煙場所の限定も今、国会の方でも盛んに飲食店の部分、取扱いやっているわけにありますから、基本的には、公共施設は全面禁煙という考え方で、今後、この運営にあたっては配慮してまいりたいというふうに考えております。

◎ 委員長（木村 一）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第17号 知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第 8、議案第 17 号、『知内町健康保養センターに係る指定管理者の指定について』を議題と致します。

これから、質疑を行います。

質疑ございませんか。

休憩します。

（ 休憩 午前 10 時 21 分 ）

（ 再開 午前 10 時 28 分 ）

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取り消しまして、再開致します。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり決定致しました。

● 議案第 18 号 知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について

◎ 委員長（木村 一）

次に日程第 9、議案第 18 号、『知内町青少年交流センターに係る指定管理者の指定について』を議題と致します。

これから、質疑を行います。

質疑ございませんか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は、原案のとおり決定致します。

それでは、ここで暫時休憩致します。

再開は、10時45分から。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

◎ 委員長(木村 一)

休憩を取り消しまして、再開致します。

● 議案第19号 平成30年度知内町一般会計予算について

◎ 委員長(木村 一)

次に日程第10、議案第19号、『平成30年度知内町一般会計予算について』を議題と致します。

それでは、総務企画課関係のうち1款議会費の質疑を行います。予算書の95ページ。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

なし。次に2款総務費の質疑を行います。予算書の96から122ページ。

質疑ございませんか。

◎ 委員長(木村 一)

6番、西山君。

◎ 6番(西山和夫)

予定事業調でお尋ねします。LED照明、これ前年度から調査始まって、今年度から事業始まるわけですがけれども、当時の説明では、大体総工費6,500万円が台数でいけば1,081灯整備するんだということで、毎年、1,500万円の補助金を差し置いた5千万円、これを毎年リース料として町で500万円ずつ10年間払うのかという計画になっておりますけれども、それで、今回、それを見ればですね、リース料で314万円ですか、そういう計画になっています。今回、実行する場所とその計画というのは、毎年、これ10年間ということで、500万円ずつやる計画なんではしょうけれども、最終的にその台数、トータル的に考えていくという、毎年、何台と決めて10年間やるわけですか。

◎ 委員長(木村 一)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

予定事業調の4番、LED照明導入促進事業について、ご説明を致します。基本的な内容は、今、議員ご質問いただいたとおりです。ただ、工事そのものは、今年、5月から工事を始めまして、12月までにすべての先ほどの1,000何灯ですか、それを今年、すべて終えます。こちらに記載してございます314万円とありますけれども、12月までに工事をすべてLED化致しますので、12月からリース料を償還といえますか、開始するということで、平成30年は、事業費の右の方にですね、内訳、積算根拠等と書いてありますけれども、これはあくまでも4か月分ですので、今年の300万円というのは、31年度から、年間分になっていくということをご理解をいただきたいと思えます。

◎ 委員長（木村 一）

6 番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

そういうことなんですか。わかりました。1, 081 灯、今年で終わるということですよ。それで、その対象地区というのは、ちなみに地区名でどの程度の灯数になるのか、わかりますか地区別で。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

すみません。前もどの場面かでご説明しておりますけれども、基本的に今、町内会ですとか、道路ですとか、街路灯が付いてございます。それらをすべてLED化を致します。既に湯ノ里地区、涌元地区ではLED化の工事が進んでいますけれども、残った地域、すべて今回致しますので、すみません、手元に町内会別の灯数だとか、今、準備してございませんでしたので、後ほど、その内訳の部分のペーパーをお示ししたいとおもいますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

6 番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

これリース方式ですから、別に総体の6, 500万円という数字にはこだわらないので、出る可能性もあれば、出ない可能性もあるんですか、これ入札とかそういうあれじゃないから、どういう取り方をすればいいのか。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

基本的には、昨年度、調査した段階です。リース会社と電気の設備業者、それは町内の業者さんなんですけれども、それらが一体となって、企業体を結成していただいております。そちらから見積もりをいただいております。ただ、基本的にはもうすべて調査が終わって、基本的な仕様はすべて確定なんですけれども、先日も別な議員さんのご質問もいただきました。町内会からもここ不足しているので、対応してほしいというようにいろいろなご要望をいただいております。ただ、基本的には、現有のもの取替ということ想定しているんですけれども、やはりうちの担当者も現地を確認して、どうしても暗いであろうということもあって、照度を上げるだとか、一部間隔を詰めるということで対応するということにしております。それらの部分もすべて事業の計画としては確定しているんですけれども、最終的にこの部分の基本的な役場の周りですとか、学校の周り、少し照度の高いものを設置しようとしていまして、そちらの方の最終的なデザインだとか、若干、変わる可能性がまだございます。いずれにしても、今年度中、12月までにすべての街路灯、1,000何灯ですか、今、ちょっと手元になかったんですけれども、そちらの方はすべて変えて、その工事費から環境省の補助金を引いた残りを10年間でリース料としてお支払いしていくという構造でございます。

◎ 委員長（木村 一）

6 番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

今いう補助金、環境省からの1,500万円を除いて支払をするんだということ、その補助金の扱いというのは、どういうふうに取り扱うんですか。毎年決定で要するに業者に一発で入っちゃうんですか。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

まず、補助金につきましては、町が収入ということではなくてですね、事業の業者側が環境省から直接補助金を申請して、収入を致します。残った、差引き残りの金額を10年間のリース料ということで、町に請求がくるという構造になってございます。

それと、先ほどの町内別の灯数なんですけれども、すみません、事業実績報告書の見出し1の総務企画課の部分です、ここが最終的にLEDと完全に一致したものではないのですが、2ページ、ピンク色のこちらの方が、今、防犯灯として整備されている地区別の灯数でございまして、基本的には、こちらの方、今、1,200となっておりますけれども、このうち既にLED化になっているものが、湯ノ里だとかありますので、それらを差し引いた残りが1,081ということで、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか、質疑ございませんか。

4番、松井さん。

◎ 4 番（松井盛泰）

114ページ、ちょっとここで2点ほどお尋ねをしたいと思います、まず、1点、新名物ブース出展料とかいろいろ書いてございますけれども、これちょっともう一回詳しく説明願いませんか。

◎ 委員長（木村 一）

地方創生推進室主幹。

◎ 地方創生推進室主幹（長谷川将之）

30年第1回定例会の予算説明資料の見出しナンバー2、地域創生推進室の2ページ目をご覧ください。この新名物創造プロジェクトについてですが、次年度、今まで知内の知内番屋として販売しておりました牡蠣飯弁当、こちらの方が思いの外、盛況ということでありまして、よりこれをプロデュースしていきたいと、全国的に牡蠣弁当のPRとそれと共に知内町の知名度等についても周知していきたいというところで考えておりまして、事業費等については、こちらの資料に載っておりますが、プロモーションの資料作成ということで10万円、催事等への参加ということで、東京や札幌で行われる催事、そちらへの参加出店料ということで162万円で、プロモーションの旅費、職員等の旅費ですが、そちらで41万円ということで、合計213万円で、財源内訳は下に書いておりますが、北海道振興協会より100万円の補助を今、予定しておりまして、合計で213万円という事業費で、こちらの事業の方を進めていこうと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井さん。

◎ 4 番（松井盛泰）

以前からまた同じような形でお話させていただきますけれども、最終的に牡蠣弁当の

PRなんですよ。何かからかまで全てまた町の財源で投資をしながら、これをPRしなければならないというのは、如何なものでしょう。むしろ、ここのかき番屋、そのものが、この辺の分まで持ちますよと、例えばこの中で、職員の出張旅費41万円とか、これらについてはいいですよ。以外のやつについては、やっぱり出すところが自ら負担しながら、自分でPRしていくというのが本当じゃないですか。これについては、道の振興補助金をもらうから、100万円をもらうからやるんだということではなくてですね、もう少し考え方改めていただきたいなと思うのですが、答弁あったらお願い致します。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（三原知明）

ご説明致します。何かから何までということではなくてですね、町の方では今、東京ですとか、札幌でのイベント、催事での販売を考えておりますが、そちらも目的としましては、先ほど町のPRなどの説明もございましたけれども、地域特産品の付加価値向上ですとか、ブランド力向上ですとか、生産者の所得向上ですとか、生産拡大によっての新規雇用の創出ですとか、そういった総合的な効果があるものと判断をして、こういったプロジェクトを推進していきたいと考えています。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

知内には、牡蠣弁当だけでなく、まだまだカキで有名、例えばあるところを出しているカキフライだとか、さらには同じ牡蠣弁当でもこの店で作ったら、どういう牡蠣弁当になるのかという、いろいろな形の業者たちに話をかけて行って、知内のカキをもとにして、こういう品物できましたよということでこれをやるんだったら話わかるんですよ。今までやっているのは、ただ1企業だけですよ。なぜ、そういう発想になるのか、最終的には、何かやれば浜の活性化だとか、いろいろなこと言っていますけれども、これの結果をみれば、1企業を助けるためにただやっているに過ぎないと思うんですが、答弁があったらお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（三原知明）

繰り返しになりますけれども、あくまでも企業に対してということではなくて、知内の特産品の全体をみたときの効果を踏まえて、事業を動かしてまいりたいというふうに考えています。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

そういうことであればですね、先ほどちょっと一例を言いましたけれども、カキに特化するのであれば、他の業者にもカキで何か1つ自分で作っているもの何かないか、出してみませんか、これからそういう話の持っていく方をするか、しないか。どうですか。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（三原知明）

今回の牡蠣飯弁当のみならずですね、町内の各飲食事業者の方々、様々なカキ料理などを展開していただいておりますので、そういったものも総合的に今後、PRを行っていきたいと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

関連してなんですけれども、どう自分の頭の中で整理したらいいかわからないです。あくまでも、かき番屋が試験的に牡蠣弁当を作って、イベント等で仕掛けて好評だと。だから、PRを拡大したいんだと。さらには、裏の方では、これから補正上がるのか、上がらないのかわかりませんが、第3の牡蠣弁当施設があるわけですね。その絡みも入ってこれなのか、これはイコールしていいのか、まず、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（三原知明）

ご説明致します。追加提案の前でございますけれども、追加提案のある、なしに関わらずですね、牡蠣飯弁当のPRというのは、地域特産品のブランド力向上などにつながるというふうに考えておりますので、推進していききたいというふうに考えています。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

なんか奥歯に挟まった物のような、要するに作文、みんなしているんじゃないですか。1つの目標に対して、これから今、追加で出ようとしているものに対して。全部、連動性あるんでしょ。だから、もし、連動性があるんなら、ここから削除して、何も追加提案のときに一緒にやればいいじゃないですか。これを。第3の施設、今、出てくるのであるものを考えない、かき番屋だけで今、やっているから、規模を実績得るために、これから1年間、2年間、こういうPRをしながら実績を積み上げたいんだということであれば理解しますよ。つながるんでしょ、今。後ろにあるものと。だから、気に入らないんですよ。作文に過ぎないんですよ、今、言っている答弁が。全然、伝わってこない。あるんでしょ、関連。あるのであれば、これ削除して、次の提案、一緒にしてくださいよ。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

新名物の創造プロジェクト、これ今、4番委員さんと6番委員さんからご指摘をいただきました。私も内部的に協議をさせていただいたときに、議員の皆さん方、それから、町民の皆様方に誤解を与えないような取り組みをしなければならないよという話をしています。それで、これは去年からもいろいろとそれは名古屋でやって800食というのは、これは独自でやったものであります。それから、今回、新たに町の事業として、イオンで移住フェアをやったり、函館でいろいろやっている。それを1つとして、1つの企業

だけでなく、町内企業もそこに参画できるような体制でなければ、またいろいろとご指摘をいただくということをきちんと言わせていただいておりますので、その辺は今、4番委員さんからも地元の企業との連携をどうするかということでもありますので、そんなことも含めて、それから、この札幌の食イベントというのは、オータムフェスタ、それから、テレビ局でいろいろと事業展開をしていますので、そこに町内の企業と連動した中で、町の特産品をPRをするということになれば、なかなかこれは理解を得られないということは、きちんと話をさせていただいておりますので、昨年から要するに続いている、まず、継続事業ということでお考えいただければというふうに思います。以上です。

◎ 委員長(木村 一)

6番、西山委員。

◎ 6番(西山和夫)

本当に説得性全然ないです。本当にないです。基本というのは、前も言いましたけれども、4番議員も言っていますけれども、町内の業者がどうなのかということなんです。走りは町長でしょう、釜飯、カキの。あれが要するにいろいろな仕掛けをして、売れ行きも好調だ。これは協議会でも言わせてもらいました。1つの起爆剤として、根幹としてここがあるのでしょう。それで、副町長等もいろいろと話をしている中で、単価少し下げて売りやすい価格、そして、これが最終的に町内でもし、作れるのであれば、いろいろな工夫をして、それぞれの味のカキ釜飯か、当時は。そういう発想の中で要するにやってきたわけですから、その拡大で町内が一体となってやるのならわかるんですよ。それが今、1つの業者が試験的に作りました。売れます。それをアピールしますまではいいんですよ。まして、かき番屋でやっていることですからね。これが要するに来年につながる、再来年どうなのか、これを実績として次として牡蠣弁当、大々的に売れ行きも好調なので、町としてある程度、施設を整備して、管理委託をしたいという提案であれば、のみ込めます。本当にのみ込めます。何か順序が反対のような、もう後ろにあるものがありきで、付属としてこうやって回っている。誤解を得ますよ、こういうやり方というのは。前に出してしまうというのは。どうせなら、本当に後ろと付けてやったっていいじゃないですか。提案として。どうもやり方が、事務方も要するに鋭く我々を説得できないというのは、本来であれば、事務方ですよ。いろいろな業者と詰めて、いろいろな考え方を聞いて、こういう業者の考え持っていますから、何とかたやりたいんだという、応援してあげたいんだという、本来はそれを我々はほしいわけでしょう。全然、伝わらないじゃないですか。たまたま制度ができて、それに付属して、今、やろうとしているものに合わせてという感じしか取られないですよ。俺だけかもしれないけれども、自分はそう取ります。何をやっても何か心に入ってくるものがないです。もう少しやるのであれば、そういう誤解を招かないようなやり方をしてほしいなど。もういいじゃないですか、ずばりこれはそのためにやるんだと、それはそれでもう事業としてオーケーすれば、それはそれでいいと思いますよ。通るんだから、議会が。通ったものには応援しますよ。何か奥歯に本当に刺さります。胸にも刺さります。これで町民が理解したと思えるんですか。

◎ 委員長(木村 一)

ちょっと休憩を取ります。

休憩を取り消しまして、再開致します。

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

常に私が思っていること、6番議員さん、まさしくあっさり言っていた。担当者、ここの企業だけという頭でやっているんでないと思うんですよ。本当に浜のこと、それから、町全体の企業のことを考えながら、いろいろとやっているんだけど、6番議員さんが言うように、誤解されるような提案の仕方をしているということなんです。だから、明日、追加で出す予定になっている部分、これ連結は正しくあるわけですからね、そういうこともずばっと言って、もう少し腹割ってきちんとやりましょう。どうも、担当者が一生懸命やっているんだけど、空回りしているようにしか見えないんですよ。それらを全部含めて答弁願います。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（三原知明）

ご説明致します。追加提案の部分との関連性ですけれども、もちろん、6番委員さんおっしゃるように、追加提案とこれがセットになった場合には、相乗効果というか、実績というか、そのPRの前哨戦というか、そういう位置づけとしてより効果的なものというふうに考えます。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

本当に事務方だからそれしか答弁のしようがないんだろうと、内情は察しますよ。内情は察しますけれども、これだけ提案すれば、かき番屋が独自でやるんですねという、それに応援するんですねということでもいいじゃないですか。まだ提案されていないことなんだから。かき番屋独自でやるんでしょう。どうなんですか。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（三原知明）

追加提案と絡めないでというお話ですね、追加提案がない時点、大量生産はまだその体制が整わない時点での30年度のこれは動きとしての予算の計上となっていますので、当然、かき小屋知内番屋がですね、現在の能力の中で可能なPRをやっていくものを町も一体となってPR推進していくということになります。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

何回言っても同じなんだろうけれども、最後にします。あくまでも番屋なんですよ。今、指定管理しているんですよ。指定管理しているところが、要するに牡蠣弁当を作ったわけでしょう。そして、イベント等で好評だったわけでしょう。だから、それを拡大するために要するにPRしたいんだと。それはほかの業者も考え方は同じです。同じだけれども、指定管理している以上は、町の責任もありますということなんだろう。だから、かき番屋で作った牡蠣弁当は、町で率先してPRします、本来であれば、業者も

しますよ。感覚的には。ただ、指定管理と指定管理していない一般は、要するに独自の業者ですから、感覚的にはそこは町あるんでしょう、指定管理という思い。であれば、これを単独で出したということは、管理者が自ら牡蠣弁当を作りたい。それに町が指定管理しているんだから応援しましょうということでしょう。だから、かき番屋がこれだけであれば、独自に設備を整備してやるのか、今のイベントで販売している個数をできるだけ作れる範囲の中でやって実績を付けたいのかということなんです。これだけ考えれば、そういう議論になるでしょう。なりませんか、これだけ考えれば。これだけ考えれば、そういう議論なんです。だから、どうなんだと言っているんですよ。

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取ります。

それでは、休憩を取り消して、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと話変えます。本来はこれは産業振興関係の方で論議すべき問題なんだろうけれども、114ページのところで、観光地域づくり戦略推進事業補助金、この事業について、まず、1点聞きたいのは、今の観光協会の位置づけはどうなるのかと同時に、30年度の事業の計画を見てもみますと、事務局長、それから、臨時職員、それぞれ1名ずつになっていますが、これはどういうふうに理解すればいいのか、これをまず、1点。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。観光地域づくり戦略推進事業助成金については、予算説明資料、産業振興課関係の11ページの方に資料を載せております。それで、観光協会の位置づけということなのですが、観光協会と町、あと、商工会、あと町内の関係組織等で、今年度、6月からですね、着地型観光推進協議会ということで協議の方を進めてきました。その中で、日本版DMOということで、地域の稼ぐ力を引き出す新たな組織作りということで、それに向けて協議を続けてきていまして、あと、観光協会さんに関しては、町、観光協会、町、これが一体となった法人の基本的な代表者になりまして、30年以降の観光の方を進めていきたいと。今まで、町、商工会、観光協会、観光で稼ぐという部分で商工会、これから大きな役割を担ってもらう部分もありまして、この3者が連携した中で、それぞれ今まで団体で進めてきた事業もありますけれども、新たな組織で協議をしながら、観光の部分を進めていきたいと思っております。それと、事務局長1、臨時職員の1の部分なのですが、新たな組織を運営するにあたって、どうしてもいろいろな業務、これから進めていく、31年度以降もいろいろと創造していくという中で、その人数が必要だということで、予算組をしている状況です。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

観光協会の位置づけ、今までと何ら変わらないというふうなまず、認識を取ったのですが、ちょっと事務局長の関係、これ商工会事務局長との兼任という意味ですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

事務局長の兼任ということではなくて、30年度からは新たな組織に専任ということで考えております。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

理解しましたが、この中で、初めて見るのですが、温泉水のウェットティッシュで何だね、どういうものなのか。現物はありますか、今、ここに。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

この協議会の方で、群馬県に視察したときに、同じくそういうものを作っているということで、知内町でもそういうものが作れないかということで、そこの業者さんと話をして、試作品の方は一応できております。パッケージ等は全然別で、向こうの業者さんの好意で試作品の方は作っておりますので、あとで見てもらいたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

このウェットティッシュは、ものづくりの補助金で、新商品開発で作ったものということで理解していいんですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。ものづくりの補助金ではなくて、29年度の段階は、あくまで業者さんの好意で試作品を温泉のそれぞれ取れる場所、5個ずつとかで2・30を作ってもらっただけであります。30年度に関しては、これはものづくりで新たに作るというよりは、作ってもう売るという段階の方に向けていきたいと思っていますので、収支のことを考えれば、説明資料で活動費収入111万6千円の中に収入見込んでいますので、あえてものづくりでは作らないということで考えております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっと関連してなんですけれども、日本版DMOを立ち上げるということで、新聞に報道されたところなんですけれども、それで、発足当初は町と商工会で構成し、条件整備後は知内観光協会もメンバーに加えると。この経緯はどういう経緯ですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。いろいろと中で協議はしたんですけれども、一番観光事業をやっている

くという部分では、町、観光協会、それと観光で儲けるという部分で、商工会、ここのやっぱり3者が筆頭にならないと。法人の設立の関係で、登記をしなければならないと。そのときに観光協会さんが任意組織ということで、法人登記されていないと。なので、まずは、設立の段階では2者、追加する分には、法人の登記の部分は、観光協会さん、今の状態でもクリアされますので、その後に入れたいというような考え方で進めています。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

本来であれば、観光協会が率先して、この事業の関わりを持つ、冒頭にお話があったように、町と商工と観光協会、これが結集して、この会議ならいいですよ。写真を見れば、一般の方も写っています。議員ですけれども、失礼ですけれども。5番議員も写っています。観光協会、当然この構成員に入ってもいいんでしょう、本来であれば。そして、最終的にこのDMOを要するに協議会として発足するか、その中で会長、いろいろなことを決めて走ればいいじゃないですか。何で後回しなんですか、観光協会は。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。観光協会、当然あとに入れたくてこうしたわけではなくて、法人登記上で、任意団体なものですから、登記がされていないと。その段階で、法人登記するのに、観光協会さんが難しいということで、まずは、設立は2者でやって、そのあと観光協会さん入ってくるという部分に関しては、登記上の問題が整理されるということで、特に後回しにしたわけではないと思っております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

後回しでしょう。登記どうのこうのじゃない。今まで観光を主導してきたのは、観光協会なんですよ。まして、一般の人も入れるわけでしょう。どういうメンバー構成をしたのかわかりませんよ。そこに会長三役入れたっていいでしょう。観光協会という頭が駄目なのであれば。なぜ、最初から会議の中にそのメンバーを加えないんですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。平成29年の6月26日から進めております着地型観光推進協議会のメンバーには、観光協会の会長さんとかも入っています。その中で議論を進めて、その協議会をそのまま法人登記するわけではなくて、新たに今、想定しているのは、一般社団法人ということで、商工会、町、観光協会というメンバー構成で進めていきたいと。あとのただ、意見をもらうという皆様の町内からのいろいろな意見を収集するというところで、着地型観光推進協議会の方はそのまま農協さんとか、漁協さんとか、いろいろなメンバー入った中で議論の方は進めていきたいと考えています。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

すみません。補足で説明をさせていただきます。資料11ページの方、ご覧になっていらっしゃるんですけども、説明資料の11ページです。産業振興課。ここの横の表でいらっしゃるんですけども、この事業は地方創生の交付金をいただいて、2か年で29と30でまず、行います。29のところに書いてある下の方に知内町着地型観光推進協議会という協議会を設けておりまして、今、主幹言ったとおり、昨年6月から議論しております。それには、農林水産商工の事務局の方々だとか、観光協会も含め、町も含め、この協議会をまず、設立しまして、いろいろな議論をしております。それで、法人を立ち上げようという合意が得まして、今回、先ほど説明したとおり、3月か4月に法人を設立することになっております。だから、この協議会と今、作る法人とはまず、別物だということをご理解いただいて、この協議会につきましては、下の表の法人の設立というところの下から2番目に協議会の位置付けで、この協議会はそのまま残しまして、指導、助言をこれからもいただくという形になっております。法人につきましては、今、言ったとおり、3月か4月に設立しまして、法人としてはやっていきますけれども、この設立時には、任意団体は入れないということを主幹言ったとおりなので、法人設立後には、観光協会にも入っていただいて、大きくは3者で法人の方は回していきますけれども、関係ある農林漁業体験観光だとか、その部分については、この協議会の方で話し合われて、法人の方でもそれを吸い上げながら、事業を組み立てていくというような仕組みですので、その辺をご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

理解しているんですよ。知内町着地型観光推進協議会ですか。会員24名います。この中には観光協会も入っているんでしょう。だけれども、設立委員会にはなぜ、入らなかったんですかという聞き方。それで、法人ではないから、正式な団体ではないからということなんだろう。ただ、そこにそういう団体どうのこうのではなくて、メンバーとして会長三役がそこに入ったらいいんでしょう。その協議会のメンバーとして。最初の。わかります。その着地型観光のメンバーとして、設立にいらたってよかったでしょうということなんですよ。そうすると、ずっと関連して会議の中身が継続してやれるんですよ。どうも報道の書き方どうなのかわかりませんが、条件整備後ですよ。あくまでも法人としての条件を整備したあとに、観光協会を入れるということなんですよ。けれども、そこでぷつと空いてしまえば、流れがわからないし、ましてやもう会長も決まってしまうんだよ、そこで。言いたいことわかりますか。そこを理解してちょっと。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。当然、僕ら事務局の方でも期間が空いてしまうということになるというのは、物理的にそういうふうに見えてしまうかもしれませんが、今、7款の方で予算も出てきますが、今、観光協会の事務職員が準職員というか、臨時職員という形

でもやっている。そういう意味で、4月からいろいろとこのDMOの法人組織の方でも、あと町もですけど、観光協会の事務もやっていかなければないと、そういうふうに認識しておりますので、特別、観光協会を切り離したくて切り離したということではなくて、当然、議論の中には着地型観光推進協議会の部分もありますし、このDMOの事務局たる部分では、観光協会の部分の事務も受託になるのか、担うという言い方がいいのかわかりませんが、当然、含んだ中で進めていきたいと考えていますので、心配されるようなブランクをできるだけ空けないように進めてまいりたいとは思っています。

◎ 委員長（木村 一）

休憩取ります。

それでは、休憩を取り消して、会議を再開致します。

そのほか質疑ございませんか。

1番、五十嵐委員。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

空家対策のことについて、若干お知らせしてほしいのですが。

◎ 委員長（木村 一）

何ページですか。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

110ページの空家対策なのですが、前の議会で説明ありましたとおり、空家をいろいろ調査した結果、特定空家の可能性があるというのが78件あって、そのうち危険度が高いのが14件で、倒壊などの可能性が高いというのは3件あったんですけども、これらの対策を今後、どのように進めていくのか、ちょっと状況をお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

110ページの空家等除却支援事業に関連してご質問だと思っておりますけれども、こちらにありますとおり、こちらの説明資料もございますけれども、除却の場合は、通常120万円程度掛かるということを想定しております。その2分の1、60万円を限度という制度を設計してございます。新年度その10戸分ということで、600万円支援しようということを想定してございます。それで、危険な空家だとか、今、ご質問をいただいたとおりなんですけれども、実は今、町内に空家をお持ちで、なおかつ町にお住まいではなくてですね、函館近辺にお住まいの方も結構いらっしゃいます。うちの担当が函館市の図書館でですね、函館市と一緒に知内の空家があるので、ご心配されていて、今後、どのようなお考えなのかという相談会を開催を致しました。それが6軒出席をしております。その方々は、やはり町内に残してきた空家で状態が悪くて、近所の方々に迷惑を掛けそうなので、是非、今後、除却したいというようなお話もございまして、そのような方々に対してですね、新年度、このような町の支援も考えていますということをお伝えしておりますので、新年度はそのことで、そのような除却が是非、進んでいくものだろうというふうに考えてございます。

◎ 委員長（木村 一）

1番、五十嵐委員。

◎ 1 番（五十嵐捷爾）

今の内容説明わかりましたけれども、このあとに出てくる町の風景プロジェクトということと関連してくるんでないかと思うんですよ。せっかく景色のいいところ作るにしても、そういう見ではならないようなものがある場合、そういうことで作るために障害になるんじゃないかということで危惧して私、質問させていただきました。もう一回、お願いします。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今、ご質問いただきましたとおり、道路沿いにですね、本当に損壊が激しくて、せっかくの知内のすばらしい風景を阻害している空家もごございますので、今回、そのような空家の所有者の方々も函館市の先ほどご説明した中でですね、自分としても何とかしなければいけないと考えているよということもお申しをいただいておりますので、せっかく新年度から創設したこの制度、是非、ご活用いただいて、そのような風致上の阻害のある空家も是非、除却が推進できますように、いろいろなこの制度のPRも含めまして、対策を講じてまいりたいと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

その他、質疑ありませんか。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっと空家と関連してお尋ねするんですけれども、空家等を購入し、長期活用する場合にリフォームを支援するというところで、事業費の2分の1、上限100万円でやるということなんです。これで、ちょっとふれあい懇話会に多分出たんだと思いますけれども、親族で例えば本家がいなくなって、その身内がそこを買ってリフォームしたいんだという場合、何親等だかというちょっとやり方をしてたと思うんですけれども、そんなところまで何か制限あるんですか。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今回の町の広報誌の中でも、ふれあい懇話会の中でそのようなご質問をいただきましたので、回答の部分も記載してございます。やはりですね、空家になっていて、例えばおじいちゃん、おばあちゃんから買ったとか、取得してリフォームという場合は、やはり親族内ということですので、補助対象外と考えていますということをお答えしております。4親等からはオーケーということ。例えばいとこさんから空家を買ってリフォームという場合には、この制度の対象になりますということで、広報誌の方にもそのような記述でお答えをしているところでございます。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

ほかにもこれ条件というのは、細則でどういう規定、何かあるんですか。いろいろ細かい規定というのはあるんですか。ほかに。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

既にお配りをしてございます予算説明資料見出し1の総務企画課関係のリフォームの部分、13ページでございます。知内町空家等リフォーム支援概要ということで、3番目に補助対象者ということで記述をしてございまして、今後、5年以上空家に住むですとか、こちらに記載のとおりなんですけれども、この方々を想定ということで考えてございます。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

それ以外には細かい細則という、そういう条件的なものはないという理解でいいんですか。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

こちら今、先ほどご質問いただいたような親族からというのがこちらの説明資料の中には、記載していますね、(4)対象空家は(4)で三親等以内の親族が使用する空家等でないことというふうに記載してございましたので、一応、今、想定している条件は、こちらのペーパーで全て記述済ということでございます。

◎ 委員長（木村 一）

いいですか。そのほか質疑。4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

100ページ、ここに矢越山荘の管理委託料、昨年度の決算委員会的时候にも、ちょっと話をしました。この管理委託料、観光協会にやっていますね。昨年度と同じ153万5千円、観光協会の会長自らこれを受託してやっている。多分、町の方で誰やろうと、それは関係ないというのは以前にはしていたけれども、ただ、指導として、その辺はどのようになったのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

矢越山荘の管理につきましては、例えば管理をする方の人員の配置のことですとか、いろいろと業務が発生しているということで、基本にご質問いただいたように、観光協会と管理の委託契約を締結をし、観光協会に対してお支払いをしております。ただ、実体的にどのような取扱いになっているかということは、こちらでは詳細までを把握してございませんけれども、先ほどご質問いただきました観光協会の個人の資格として、会長がそれを収受してそれを配分しているということではないと。あくまでも、観光協会の業務として、この調整業務なり、管理にあたっていただいているものだと認識してございます。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

観光協会として、受けるのは、受託者、観光協会なんです。だけれども、補助金を出しているのは、町なんです。そして、観光協会の総会するときにも、観光協会自分で受けて、会長が自分それ153万5千円、そっくりそのままやっている。あなた、これ補助金だから、協会で1千円も詐取したら駄目だという考え方。運営費と一切考えていない。これは余計なことだけれども。そういう話をして、全くその辺無知なんです。だから、観光協会で作ったら、観光協会の総会の中に括弧して、岡田ソフトと書いてある。そういうやり方というのは、以前にも指導をすべきだということを確認言ったと思うのですが、したかどうかということは今、聞いた。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

矢越山荘の管理の委託につきましては、今、ご質問をいただいたような特段の指導はこちらからはしておりませんでした。

◎ 委員長（木村 一）

ほかにございませんか。3番、吉田委員。

◎ 3 番（吉田峰一）

今の4番議員と関連しますけれども、実績報告書の中で、矢越山荘の利用状況ということがあります。決して、いい、悪いでなくして、ここに男と女、不特定という3部門に分かれて表示されています。普通であれば、本来であれば、性別分けるのであれば、男か女かということで、ほぼその辺が70%、80%のデータを取って、それを仕分けしているんですけれども、不特定という考え方の%、約70%なんです。ということのどういうわけで、じゃあ、この利用状況の中の男性、女性の方の仕分けをする必要性和ね、この不特定という、わからないというんですか、その辺の関連もご説明いただければと思います。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

総務企画課、実績報告書の15ページでございます。平成29年度矢越山荘の利用状況ということで、今、ご質問のとおりですね、トータル1,757人のうち、1,191が不特定ということで、確かにご指摘のとおりだと思います。ご承知かと思うんですけれども、矢越山荘では、例えばクラフトホリデーと言いまして、民間の青年の方々が函館のいろいろなものづくりの人たちを一堂に集まりまして、割と大きなイベントを開催していたりだとか、あと、小谷石の町内会の方々が山荘まつりということで、それも地域のいろいろなコンブのものですとか、クジラ汁ですとか、いろいろなものを販売するような、イベントをしてございます。そのときには、大まかにカウントはできるんでしょうけれども、普段の利用の方々は、入り口のところに名簿というか、ノートを置いてありまして、お名前を記載していただいて、当然ながら性別も書いていただいているんですけれども、ちょっと大きなイベントのときにわざわざお一人お一人名前を書かないで、入館されている方もトータルとして算入しているために、今、このようなことになっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

3番、吉田委員。

◎ 3 番（吉田峰一）

じゃあ、逆に言うとね、性別を付ける必要がないんじゃないかと、この利用者自体。トータルでぼんと、はい、何十人、何百人という数字でするのであればね、あえてこの月ごとの男女別を分けるという、その辺がね、何を分ける必要性がね。

◎ 委員長（木村 一）

関連して、6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

決算委員会的时候に、これ自分なんです。当時は不明という、不明欄になっていたと思うんですよ。だから、男女やって、大勢が来るのでカウントできないので、どっちかわからないので、不明という話だったんですけども、不明はないだろうということで、きっと今回、不特定という言葉を変えていただいたのかなと、そういう経過があるということで、是非、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

答弁、お願いします。総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今、ご質問いただきましたとおり、確かにトータルのもの、今、このお付けしているのは、1月末現在ということでしたので、決算時にまた3月までのを含めて提出いたしますけれども、ただ、現実に男女不特定といいますか、不明な方々が相当いらっしゃいますので、このあり方としてですね、例えばまだそれがそのように整理できるかどうかというの未確認なんですけれども、例えば先ほどご説明したイベントのときには、トータル何人というようなことで、そこの部分は、男女また整理できないよということで、少しそのようなご説明を加えることによって、もう少し意味のある実績報告になるかなということは考えてございます。

◎ 委員長（木村 一）

質疑ございませんか。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

すみません、混乱させて。よりいい提示をしてください。それで、ちょっと知内未来の風景づくり基本方針でちょっとお尋ねするんですけども、実績では100万円ですか、それで、会議費で44万円、芝桜の定植で55万円、トータル100万円なんですけれども、去年、会議内容を見ても、第4回までやって、いろいろ活動しているんですけども、それ以外の経費というのは掛からないんですか。そして、またいろいろな会議をやることによって、こういうのをやってみたいねという案が浮かんだら、それに対する予算というのは、持たないんですか。

◎ 委員長（木村 一）

広報調整係長。

◎ 広報調整係長（赤松拓也）

ご説明致します。平成29年度に立ち上げましたこの未来の風景づくりプロジェクトなんですけれども、住民の方々のご賛同をいただきまして、2回会議を開催しております。その中で、知内の残したい風景ということの議論の中で、例えば重内から見える桜ロードだとか、ダム之夜ですね、夜の星空だとか、そういった昔ながらの原風景を残したい

という意見をいただいております。それで、今回、計上致しました事業費につきましては、推進会議、今後もですね、活発的に運営していきまして、あとは自主参画なんですけれども、意識向上のために、例えばノベルティのような会員証だとか、そういった部分の事務経費、あと、作業活動を今後、花いっぱい運動とかを含めてですね、自宅の庭の手入れだとか、そういった部分でこの風景づくりの活動の一環としてですね、例えば腕章だとか、帽子だとか、そういった用品をこのメンバーの皆さんに配付できないかということの中から事業費を持っております。あとは、芝桜、平成29年度で、町制施行50周年記念ということもありまして、河川敷の一面ですね、芝桜を定植致しました。こちらですね、ほか残りの斜面も使いながら、例えば町民花壇のような取り組みで、町全体の風景を彩っていきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

あくまでも、30年度は会議、4回やるのか、5回やるのかわかりませんが、その会議で要するにいろいろな提案が出た場合、政策として実行するのは、あくまでも31年度を想定しているということで、30年度というのは、そんなに決まったことでもある程度、細かいものやっけていくという、そういう考えはなくて、あくまでも30年度にもし、何かあれば、制度的に手当てして、実行するというものでいいんですか。考えて。

◎ 委員長（木村 一）

広報調整係長。

◎ 広報調整係長（赤松拓也）

ご説明致します。30年度につきましても、事業の実施は致します。ただですね、費用をたくさん掛けるというわけではなくて、最初のうちはですね、人数も今、賛同者60名ほどいらっしゃいますけれども、その方々でできることをまずはやっていって、それがどんどん広がって、100人、200人になれば、必要な事業費も出てくると思いますので、そのときは会議に諮りながら、どういったことをしていくということも含めて、予算計上を引き続きしていきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

10番委員。

◎ 10番（伊藤政博）

知内の未来の風景ということでお話があったのですが、やはりこういう風景ということになると、町のそれぞれのシンボルというのが大事だということで、50周年の記念事業で、町のシンボルを制定しようということでやっていました。当初はなかなか集まらなくてですね、延期しているのですが、その後、どうなっているのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

町のシンボルについてでございます。今、ご質問いただいたようにですね、実は去年6月から、せっかくの町の50周年を記念してということで、シンボルを定めてまいり

たいということで、町民の方々にアンケート調査、ご協力をいただいたところです。ただ、当初、どうしても集まりが悪くてですね、それをもってこれに決定しようという数にならなかったものですから、一旦、時間をおいて、再度、小学校、中学校の子どもたちにも参加をいただいて、その時点である程度、多数のアンケート結果をいただきました。それをもって、先ほどご説明致しました、未来の風景づくりプロジェクトの中でですね、このようなアンケートの結果をいただいていますということで、その方々にも調査の内容をお示しして、それではシンボルどれがということで、風景づくりプロジェクトがそこ決定権があるということではないんですけれども、せっかく60名の方々、ご出席をいただいて、いろいろな検討をいただいた結果、木に関しましては、アンケート結果で一番多かったのは、スギです。一部、姥杉ですとか、マツとか、いろいろなご意見があったんですけれども、大層のものがスギということでしたので、その風景づくりプロジェクトの中でも木はスギということ、更に鳥に関しても、白鳥ですとか、それ以外のいろいろな細かいご意見があったんですけれども、知内町の町名に由来するものということで、タカということではないかという提案をいただいております。ただ、花につきましてですね、相当、いろいろなご意見がございました。ニラの花ですとか、桜がいいであろう、それとあと、農免道路とか、前浜町内会もそうなんですけれども、アジサイの花がたくさんあるので、アジサイを是非、町のシンボルにすべきですとか、あと、変わったところでは、たんぽぽとか、いろいろなご意見がいただく中でですね、プロジェクトの中では、この中でアジサイがいいのではないかというような提言はいただいておりますけれども、当初、そのようなことを整理して、実はもし、議会のご理解をいただければ、議決事項としてですね、町として正式に定めるべきかなということも検討していたんですけれども、ただ、町内のいろいろな団体の状況を見ますと、条例を本当に定めて、町のシンボルをそれぞれ愛護する町民の責務だとか、本当に厳格に定めている条例もあるんですけれども、ただ、その一方で、町で告示をしてですね、町のもものは、条例とか議決ということを経ずに、告示で済ませているという団体も相当数あるということも確認してございます。今、そのような状況でですね、最後、選考委員会でお諮りをして、今の状況をお伝えして決めていこうということだったんですけれども、少し時間取ってございまして、何とかこの3月中にそのような選考委員会を開催して、選定をし、また、そのようなことでしていければなということで考えてございます。

◎ 委員長（木村 一）

ここで、審議中ですが、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時からです。

（ 休憩 午後 0時01分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

2款の質疑中ですので、質疑ありませんか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

単純なことでちょっと96ページの情報セキュリティ強化対策、今回、800万円ちょっとの金額で、この内容をまず、お知らせ願いたいと思います。

それから、100ページの今回、ポリ塩化、PCBの処理の部分ですけれども、今回、1,500何万円出ていますけれども、この辺の処理したときにきちんと報告書も全部、町の方で取るような形で持っていくのか、まず、それを1点。

それからですね、総務企画課長に前にも何回も予算委員会するときになれば、ホームページのことですね、予算、金額には関係ないんですけれども、毎回、課長にホームページのJR北海道、JR知内駅という部分がきちんとしたものを削除というものをまだやっていない部分があるものですから、それとですね、うちの町のせっかくホームページを作っている形ですね、やはりうちの町の民宿のあれですよ。今回の民宿の部分で、1件やめて、違う形になって、まだやめた方の旧態依然の名前が載っているものですから、そういうものをね、やはり世界に発信するためのうちの町の顔なものですからね、やっぱりこのホームページというものは、私は速やかに、できれば、早めにそういうものをあつたら、情報入ったら、そういう正確なホームページを作ってもらいたいなということ。それから、展望台の部分もあるんですけれども、今回、9月のあれでもって、新幹線の展望台のあれも予算組んでいますけれども、やはり展望台もですね、そういうホームページに2つの展望台の方は載っているけれども、新幹線展望台という文言はないものですから、もし、そういうものもきちんと載せるなら今からですね、そういう形のをきちんと対応してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

◎ 委員長（木村 一）

広報調整係長。

◎ 広報調整係長（赤松拓也）

ご説明致します。一般会計96ページ、情報セキュリティ強化対策事業について、私から説明させていただきます。この情報セキュリティ強化対策事業の800万円ですけれども、平成28年度にネットワーク強靱化といたしまして、町の行政の仕事がですね、従来、インターネットと直接つながっていたんです。これだとですね、いろいろな個人情報も扱っている業務もございまして、何かセキュリティ的にですね、ウイルス感染した場合だとか、万一の場合に、こういった行政情報がインターネット上に流れてしまっていて、とんでもないことになるということで、一般的な行政の部分は、行政のお仕事の部分は、インターネットから分離するということが全国の団体で決まりました。これに伴って、平成28年度知内町でもインターネットとあと行政のL2WANという言い方をしますけれども、そちらは完全に分離しております。それに伴って、誰がどのパソコンでログインしたとか、そういった情報をサーバー上で管理するために、システムを合わせて入れたところです。この部分のシステムのランニングコストとして、これだけの800万円ほど掛かるということで計上致しました。

あと、ホームページの方につきましても、全体の考え方といいますか、そちらの部分であればですね、平成28年度にこちらでもリニューアルを行いまして、古い情報は直す、新しい情報は掲載していくという基本的なスタンスは変わりません。1つ、新幹線展望塔につきましても、イベント、観光というページからですね、新幹線展望塔も1つのページとしてPRしているページはございまして、そちらはご理解いただきたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今の町の紹介のためのホームページにつきましては、今、ご質問いただきまして、確かにまだ校正というか、修正が遅れている場面もあろうかと思っておりますので、急ぎ再度精査して、ご質問のように対応してまいりたいと考えております。

それと、100ページのところで、ポリ塩化ビフェニルの廃棄物の処理の手続き等ということでございました。予算の提案説明のときにもご説明を致しましたけれども、この庁舎、こちらもう既にLEDになってございますけれども、そのときに古い蛍光灯の安定器、高濃度のPCBが使われていたということで、そちらの方、94台、510kg、今、厳格に管理をしております。1kg当たり3万円という大きな処理料が掛かるために、1,500万円という大きな委託料の予算を計上しているところなんですけれども、こちらの方、大変、危険性の高い物質ということで、法的に厳格に管理が必要だということですから、今、ご質問いただいたような手続き、厳格に行って処理してまいりたいと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

ホームページに対してはね、なるべく早めにですね、やはり民間の民宿の業者の方もそういうふうに乗せてもらっていますけれども、やはりないものは早めに削除して、新しくやっている業者もあるものですから、それもきちんと載せてもらえば、やっぱり民間の方も助かるんでないかと思う。その辺、ちょっと早めに対応をお願いしたいと思います。

それから、定住、移住のことでちょっとお伺いしたいんですけれども、説明資料の1ページになりますよね。29年度の部分はわかるんですけれども、30年度の委託費に広報宣伝委託で526万円取っているんですけれども、この広報宣伝ということで、内容はどのような形で、どこら辺までの部分で広報宣伝するのか、まず、あったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。移住定住のプラットホームPR業務委託料、526万円ですけれども、これは今年度も行っていました新聞広告を行いながら、札幌ですとか、函館で、定住移住に関するイベントを開催すると。その広告と例えばブース料であったり、そこで使う様々な什器類であったり、そういうものを一括した予算という形になっています。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

そうしますと、東京とか、そういう遠方の方の部分では、まず、これはちょっとこの金額では対応していないということで、理解してよろしいんですか。今、課長の説明でありますと、札幌とか函館なんですけれども、東京とか、そういう遠方の方までは、この予算の中では対応はしていないということで理解してよろしいんですか。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室長。

◎ **地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）**

ご説明致します。具体的には、札幌と函館を想定しておりますので、東京などの遠隔地は、この中には入っておりません。ただですね、14節の方で、3町連携事業ブース使用料というのがございまして、こちらの方は東京の有楽町のふるさと回帰センターというブースに木古内、福島、知内の3町連携です、ブースを設けて、更にそこで年に2回ほど周辺の住民の方を集めてセミナーを開催できますので、そういった経費がこの中に盛り込まれています。この経費についても、今年度も実施しております、合わせて3か年計画で実施するという予定であります。

◎ **委員長（木村 一）**

9番、谷口委員。

◎ **9 番（谷口康之）**

そうしますと、3町の部分でやるとなりますと、お互いに今回、その中で126万円ですか、そういう形の金額だと思うんですけども、うちの町もお互いに3町でやりますと、自己アピールの部分です、うちの町はこれをどのような形で自己アピールを強く出していくのか、その辺、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ **委員長（木村 一）**

地域創生推進室長。

◎ **地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）**

この3町の中で、木古内、福島、知内ですので、それぞれの特色があるんですけども、知内においてはですね、暮らしと仕事の部分というのを強くですね、というのは、特にセミオーダー住宅の制度であったり、新年度からは担い手センターの共用も開始されますので、そういった住むという環境の部分、それから、一次産業を中心とした担い手対策の部分、そういった部分でPRをしております。

◎ **委員長（木村 一）**

そのほか、質疑ございませんか。6番、西山委員。

◎ **6 番（西山和夫）**

事業調で、湯ノ里・ハマナスの団地の小学生同居の事業あります。これで、今回、住宅料助成で10世帯分200万円計上しているんですけども、実績見ても去年のデータというのはわからないんですよ。去年の結果。それまず、お知らせ願います。

◎ **委員長（木村 一）**

企画振興係長。

◎ **企画振興係長（大谷晃介）**

こちらの事業につきましては、平成27年度から実施しております、初年度でいきますと、対象件数は12件、それから、助成額につきましては、109万5千円。平成28年度につきましては、17件の160万5,931円。平成29年度については、まだ前期分だけとなっておりますが、11件の83万8,500円となっております。

◎ **委員長（木村 一）**

6番、西山委員。

◎ **6 番（西山和夫）**

それで、これは継続性がありますので、5件くらい増えているということなんでしょ

うけれども、今、教育委員会でちょっと話をした方が、これで話をした方がいいのか、ちょっとわからないんですけども、関連として関係がありますので、ちょっと両方で聞いてください。というのは、小学校が例えば全部、町内で、涌元から湯ノ里に行っている方、小学生ですよ、涌元地区にいて湯ノ里に通っている方、そして、湯ノ里にいて知内に来ている方、そして、知内からそして湯ノ里だったかな、いるんですよ、それぞれ。家庭の事情、子どもの事情、いろいろ加味してそういう動きになっているんだと思いますけれども、ただ、当初、これ本当は涌元小学校、知内小学校をメインにして各団地、空きがあります。湯ノ里も空きあります。そこに入ってくれば、半分助成しますとかという話の中でずっと進めてきた経緯があるんですよ。最近、何かそれが崩れているというのか、どうもそういう住宅絡みでやった政策が逆に今度は子どもたちの教育環境というのか、そういうのを求めて、湯ノ里に行く、例えば知内来る、涌元に行くという環境になっているのかなという、これと切り離して物事を本当は一緒にして考えるべきなんですけれども、何か切り離されて、その学校の選択肢ありきで何かやっている部分もあるのかなという気はするんですけども、その辺の整理、もうそろそろしてもいいのかなと思うんですけども、その辺、どう捉えますか。

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取ります。

（ 休憩 午後 1時15分 ）

（ 再開 午後 1時22分 ）

◎ 委員長（木村 一）

それでは、休憩を取り消して。総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

只今、ご質問いただきました湯ノ里・ハマナス漁火団地の小学生同居世帯入居の促進事業ということで、せっかくの空家を活用して、小学生が同居していれば、2分の1の家賃を助成したいという制度でございますけれども、今、ご質問いただきましたとおり、当初は湯ノ里小学校であれば、湯ノ里の団地、涌元小学校であれば、ハマナス団地ですか、漁家団地にお住まいで、小学生のいる世帯ということ想定していたわけですが、ご質問のように、一部、ハマナスの団地に住んでいて、湯ノ里小学校に通いながら、この制度の対象になっているという事例も発生してございますので、問題意識は共有致します。その通りだと思います。今、27年度からの制度ということでございますので、30年度は現行の制度で運用させていただきたいんですけども、今のご指摘のとおりですね、制度のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

先ほど通学の経緯で、涌元から3名湯ノ里に行ってるだとか、そういうのやりました。そのまず、資料、どういう形になっているのかと、あと、もう1つ、団地に入って正式に各小学校に通っている方と区別しながら、資料出してもらえればありがたいなど。

◎ 委員長（木村 一）

今、資料要求でいいんですね、6番さん。

お諮りします。只今、6番委員さんから資料の提出要求がありました。このことにつ

いて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。暫時休憩致します。

◎ 委員長(木村 一)

それでは、休憩を取り消しまして、そのほか質疑ございませんか。

5番、成澤委員。

◎ 5 番(成澤五郎)

先ほど総務企画課長さんの方からお話があった関連なのですが、このことは、今、先ほど4番議員の松井さんも話していたように、住民の方達の住民感情にまで及んでいるような、そういうお話でした。あそこにいるハマナスの子どもさん達4人いるわけですが、涌元まで雪の日も雨の日も通っていつている。ところが、湯ノ里に行っている子どもは、玄関先まで迎えに来ているようなこと、こんなことでいいんだろうかというようなお話でした。ですから、やはり厳格に運用していただかないと、そういったものがなし崩しになっていくと、いわば意識していない差別待遇がやはり出てきてしまう。こういったことをもう少し深刻に考えていただければと思います。

◎ 委員長(木村 一)

教育長。

◎ 教育長(本間茂裕)

ちょっと今までのお話で、今、お話しできることをちょっと何点かだけお話させていただきます。まず、学校には、校区という縛りがありますので、その校区に保護者の住所が存する場合は、その学校に入るとというのが通常の形です。本町の場合は、湯ノ里小学校は通学区の校区の特認になっておりますので、町内全域から入学することができる、こういう定めになっております。それ以外で、保護者の存する校区以外の学校に進む場合が稀にありますが、いろいろな教育的な配慮だとかで、それを認めているケースは全道、全国でたくさんございます。ですから、今、認められている児童達は、そういうことが認められて、こういう形で通学をしているというふうに受け止めております。それから、バスの送迎の話なんですけれども、湯ノ里小学校が学校の特色、地域の特色を活かした学校づくりをしていく際に、特認校としましようということ、そうすると、町内全域から児童が通うケースが想定されることから、おそらくそういうバスでの送迎の便が図られているというふうに考えます。先ほどのハマナスの子どもたちの事例などがございますので、今一度、今の体制については、ちょっと検討してまいりたいというふうに思っております。

◎ 委員長(木村 一)

ほか、質疑ございませんか。6番、西山委員。

◎ 6 番(西山和夫)

今の教育長の答弁にはちょっとまいりましたけれども、それは後ほどやらせていただきます。それと、ふるさと納税でちょっとお尋ねするんですけれども、以前、ふ化場の関係で町長に決断していただいて、取水の環境整備していただきました。多大な予算を掛けたわけですし、その今、効果として、30年、31年、多分、今年度と来年度、どれだけ帰ってくるかということになるんだと思いますけれども、期待はしているんですけれども、それで、いろいろ報道の中で、筋子なのか、いくらなのか、ちょっとわかり

ませんけれども、ふるさと納税の引き替えとして、そういうものが大変、人気になっているんだという森の報道もありましたけれども、それで、せっかく町でそうやって付加価値で、サケの回帰率を良くしましようということで手を掛けて、今、帰ってくる段階なんですよね。それで、もう1つの仕掛けとして、やはり帰ってきたら、帰ってくる、帰ってこない別にしてもいいんですけれども、そのせっかく取れるサケあるわけですから、そこでもし、加工屋があれば、そのいくらでも筋子でも加工できるんでしょうけれども、ただ、浜で今まで出稼ぎという感じで、いくら漬けだとか、醤油漬けだとか、海外でもやっていた経緯があるんですよね。だから、以前から組合にはそうしたものを活用して作っていただければ、このふるさと納税にも使えるわけですよね。ですから、産品アピールのためにも、そういう商品開発も必要だろうということでは言っているんですけれども、今回の担当の課長にもその辺、自分から言ってもなかなか腰を上げないので、町の方もせっかくこうやってサケ帰ってくるのにいろいろな金を掛けているわけですから、浜の方も取れたものすぐ売るのではなくて、少しでも付加価値を付けて、そういうものを作っておけば、ふるさと納税のときにも使えますし、いろいろな恩恵というのは、本当にここに落ちるんだと思うんですよ。そういう意味では、やはり町から仕掛けてもいいのかな、あっちからなかなか返事が返ってこなかったら、町から仕掛けてそういうアピールもしてもいいのかなと思っているんですけれども、その辺の考え方、やっぱり町から仕掛けるというのはまずいんですかね。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ふるさと納税の関係、今回、30年度の1つ新たな取り組みをしませんかというふうには担当には話をしています。それで、先般、森町の取り組みを見ていて、金額を見て、もう愕然としています。ですから、スタートは八雲町なんですよね。八雲町が今、岩村町長がやっぱり民間のノウハウを持った方でありますので、いろいろと要するに事業展開をして、10億円を突破して、北海道1位になるということの1つの目標を掲げながら、今、いろいろ展開していました。うちは、要するに委託業者さんがなかなか動いてもらえなかったという1つの課題があって、今、「ふるぽ」というJT Bの方で今、お願いをして伸びていっているという状況なんです。それで、今、6番委員さん言われるように、うちの特産品を何とかふるさと納税に使えればと。それでですね、今、総務省の方から各全国の自治体の取り組みが、まさしくふるさと納税の地域を応援するということから、1つ方向が違って、町の特産品以外のものを返礼品として返している、そんな事例もあるものだから、要するに5割のやつが今、3割までという縛りが今、出てきています。それもですね、先般、梶谷町長にも話をしましたし、岩村町長にも話をしたんですけども、それは行政が3割返戻、5割返戻というのは、それは企業に任せた方がいいよと、それは1つのルールとして企業がやればいい話ですので、そんなこともあってですね、先般、漁協の青年部の皆さん方と話をしている、その中で、町長どうでしょうかと、ウニはなかなか密漁も多いし、アワビであれば、要するに作業期間の合間をもってコンブを入れるということになれば、数は増やせるんですよと、副部長さんがそういう発言だったんですよね。ですから、今回の30年の予算というのは、我々はきちんと生産者の地域の皆様方の意向を汲んで、組合がまとめて町に予算要求をしているという

ふうに理解していますと。ですから、その意見があるのであれば、きちんと組合に話を
して、こういう計画を持っているということを是非、伝えていただけませんか。それ
で、ただ、それは小谷石の推進部会の要するに考え方でそれを受けたということですから、
ただ、それにしたって、組合がしっかりしなければならないのかなというふうに私自身
は思っています。ただ、これもですね、話をしているんですよ、部会長に。実は奥尻町
の取り組み知っていますかという話をして、そして、行けば、なかなか生産して、要す
るにアワビが売れないんだよというから、決してそんなことないと。要するに業者を通
してなかなか販路が見つからないということであれば、ある程度、そこで生産したもの
をふるさと納税で使うことが一番、それは手っ取り早いよということも言わせてもらっ
ていますし、更にですね、今、先ほどいろいろとDMOの要するにいろいろと意見をい
ただきました。その中で、基本的には要するに2年、3年で自前で要するに販売戦略を
持たなければならないということでもありますので、私は従来からずっとふるさと納税、ど
こかでまとめ役が必要であれば、もっともっと地元の企業を単品ではなくて、セットにし
て売ることによって、地元の企業が要するに活性化できればいいと思っていますので、
これは30年度、ちょっと担当の方にも今、話をしています。そんなことも含めてです
ね、間違いなく北海道内でのサケの漁獲高が減っています。その中で、イクラ、あれ1
万円で確か500gって森で出ていたというふうに思っていましたけれども、これ間違
ったらごめんなさい。私の記憶で今、話しています。いずれにしてもですね、八雲のカ
ニだってそうです。町長の方から5億円を要するに全部北海道から買い占めれという
ことなんだそうです。1企業が。それで、要するに釧路なり、北見に支店を置いて、そ
こから毛ガニを買い占めて、買い占めてというのは言葉ちょっとあれなのかもしれないで
すけれども、そういう。だから、5億円で半分の50%だったら、当然10億円という
話になりますよね。だから、そういう戦略をですね、描けるんだろうというふうに思っ
ていますので、今、6番委員さん、組合に働きかけということも言っていました
ので、まず、組合がどういう考えを持っているということとですね、これは組合に丸投
げするということではなくて、町も貴重な戦略だと思っています。戦略。地元の企業を。
ですから、三洋さんの要するにもの、それから、秋元水産のもの、それから、生産者が
一生懸命やったカキに然り、ニラに然り、そして、今、言うアワビがうまく返礼品とし
て認めていただける、そういうまず、体制づくりですね、30年度やろうというふう
に思っていますので、是非、そんなことも含めながら、ご支援をいただければというふう
に思っています。以上です。

◎ 委員長(木村 一)

6番、西山委員。

◎ 6番(西山和夫)

本当なんですよ、ふるさとどの品物を揃えるかということで、なんか本当に
連携があれば、いろいろな開発もじゃあ、予算取って頼もうとか、いろいろな工夫が
できるんですよ。町長が言われるように、民間業者、秋元さんもおりますし、三洋さ
んもおります。そうしたところが連携をしながら、組合がやらないんだったら、じゃあ、
俺やるわという、本当にそういうのが出てくれれば、そういう会話をするテーブルに乗
かって、いろいろな発展をするための一歩踏み出してもらえれば、本当にありがたい
なと思っていますので、本当に確かに総務省の考えからいけば、逆行するのかもしれま

せんけれども、ただ、このチャンス、せっかくみんな少しずつ詰めかけて、今、延びている段階で、ちょっと伸びが薄いのかなという、せっかくそういう競争力のあるものを作れば作れるわけですから、是非、そういうものに付加価値を付けるお願いを致します。

◎ 委員長（木村 一）

答弁いますか。

◎ 6 番（西山和夫）

いや、いいです。

◎ 委員長（木村 一）

あと、そのほか質疑。2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

ちょっとこの場で質問するのに当てはまるかちょっとわからないのですが、知内町の空家等リフォーム支援、これが今年、平成30年から始まるのですが、実はこれは住んでいない、改めて空家を利用する場合にこれが当てはまるというふうに承知はしています。しかし、この前、議会で商工会との懇談もした中でありますけれども、頑張っただけで商店の方がものを売ってはいらなけれども、人口も少なくなって今、大変な状況だと、そういうふうな話もある中で、じゃあ、私たちとして、今ある頑張っている商店をどうやって応援できるんだろうかなというふうにずっと思っていたのですが、先日、中ノ川で作っているお豆腐屋さん、それが涌元の商店で売っているということがわかりました。それで、涌元の商店へ買いに行きました。そして、初めてそこの商店を訪問したんですけども、とても古い建物でした。今、知内には、地域材を使ったリフォーム条例がありますよね、だけれども、その店舗、お店を見たときに、地域材だけではなくて、前に私、一般質問でもさせていただいた経過もあるんですけども、このお店に手を掛けるとすれば、地域材ではないだろうと。例えば床のコンクリートのところをきちんと整備するなり、陳列している棚をもう少し直すとか、そういう手のかけ方が今、頑張っている商店に必要なのではないだろうか。そういうふうに私は感じて帰ってまいりました。湯ノ里には商店がなくなってしまっていて、今、1軒もありません。ですから、今、頑張っているその商店を何とか続けてもらいたいという、そういう気持ちであります。しかし、今のこの知内のそういう中には既存のお店とか、今、私はお店といたしましたけれども、それから、もうちょっと直せば、住み良くなるだろうなという、そういう住宅等も含めた中で、その助成制度はないんですよね。ですから、今、この場で予算ですから、ちょっとお話しするのはどうかというふうには思ったんですけども、町長の考え方がもし、あれば、ここで伺っておいて、後で次のときに一般質問を再度させてもらいたいというふうに思っているのですが、もし、何かあれば、お答えいただきたいというふうに思います。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、2番委員さんの質問に対して、私がどういう立場でというか、どういう考え方を示せばいいのかなというのは、ちょっと今、悩んでいるところでありますけれども、確かにリフォームする、それから、付属で地場材を使えば、これは制度を持っています。ですから、今、2番委員さんがそういう枠にはめないで、商店の店舗を要するにも

し、改修をした場合に、制度がないので、その部分を要するに考えていただけませんかということでのきつと質問なのかなと、自分なりに考えています。こういう考え方はどうなんでしょうか。ものづくり産業振興条例ありますよね。要するに新分野で進出する場合に、要するにそれを使えるということがありますよね。ですから、そこでね、今の小売店が要するにそれに合致するのか、しないのかというのは、我々、今、この場では申し上げられません。ですから、そのものづくりという今の制度をうまく使えれば、要するに計画をきちんと示していただければ、うちの担当が要するにどうする、こうするというのをきつと言えらるうというふうに思っています。ですから、その辺はもう少し内容をきちんと熟知しなければここでは軽々にお答えできないというふうに思っていますので、これちょっとあとで調整をとるか、協議をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

多分、今、国が打ち出しているものづくり、新分野のものでは当てはまらないだろうというふうに私は感じています。ですから、再度、一般質問でさせていただきたいというふうに思います。

◎ 委員長（木村 一）

次。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

Jアラートでちょっとお尋ねしたいんですけれども、北朝鮮とアメリカの関係、今、良い方向に向かっているということで、しばらくは安心できるんだらうと思うんですけれども、ただ、これJアラート鳴って、町民はどういう行動をすればいいのか、それは町民任せですよ。行政としてどうのこうのという何か指導的なものはあるんでしょうか。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

Jアラートにつきましては、昨年、北朝鮮からのミサイル発射ということで、ちょうどこの知内町の上空を通過していったということもございます。それで、装置そのものは正常に作動致しまして、町民の皆様には防災無線を通じて広報されているところだと思っておりますけれども、あのあとですね、国の考え方としましては、堅牢な建物の例えば地下があればそれに避難するよにということでしたので、ということであれば、こういう地域であれば、自宅だとか、コンクリート製の堅牢な建物が無い場合に、どのように避難すべきなのかということも話題になりました。一応、国の方でいろいろな場合に想定してこのような地域では、このような避難の仕方ということで、一応、指針のような、ガイダンスのようなものが出ておまして、町のホームページの中でもそのような場合はということで、国のガイダンスにリンクした情報の提供の口としては、そのようなことをしておりますが、特段、これまで例えば広報誌で直接Jアラートが作動した場合にこの地域だと例えば町内会館まで避難しても、町内会館すべてほとんどが木造ですから、そのようなことにはならないということで、基本的にはご自分の自宅で聞かれる

ことがほとんどだと思いますので、例えばガラスのある場所から離れていただくとか、自分の身を自分で守っていただくということが基本になっていこうかと思います。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

そちらから自己防衛だという話がありました。確かにそうなんですよね。それしかないんですよね。日本だけと聞いていましたけれども、隣の韓国は当然、戦争以前やっていたので、地下に逃げるところある。アメリカもそういう構えをしている。先進地ではないのは、日本が一番低い。ほとんどゼロに近いような状態で、何件か報道では地下作っている人もいるそうですけれども、ただ、そういう状況下で、Jアラート鳴っても、俺たち船にいてどうすればいいのよという、そういう感じなんですよね。落ちてきたらアーメンなんでしょうけれども、本当にそういう感じがいいのか、せめてね、緊迫している、今は緊迫していません。緊迫しているときには、せめて、放送で、今、課長が言ったような身の回避、せめてそういうガラスの割れるところだとか、側に近づかないだとか、放送で流していただければそういう認識もするんですけれども、ただ、船でそしたらどこ逃げれと言われても困るから、そういう場合は本当に自己責任でアーメンで祈るしかないわけですから、是非、北朝鮮のすることなので、まだ本当に先進国みたくロケットが百発百中という感じで狙ったところに落ちるのであればいいんですけれども、下手すればどこかに落ちるといって国ですから、そういう面を考えれば、本当に想像はしたくないんですけれども、どうすればいいんだべなという、前はね、Jアラート鳴る度にそう思ったので、是非、そういう何か有事のとき、有事のときというよりも、こういう米朝が緊迫状態にあるときには、せめて、何回か放送していただければありがたいなと思います。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

Jアラート作動の場合というか、そうなった場合ということではなくて、事前にですね、もし、そのような警報が鳴った場合に、それぞれのご家庭で基本的にはご自分で守っていただくにせよ、このような場合、例えば先ほど申し上げましたガラスから離れてくださいだとか、何か事前の周知するような文書は例えば広報に挟み込むだとか、そのような対応で検討してまいります。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか。9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと地域創生の部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、実績報告書の2の1で、知内版デマンドバスは6月の方の予算である程度、具体化になるんですけれども、このICTの部分です、実証実験やって、いろいろな形の課題とかあれが出てきたと思うんですけれども、予算にはこれ載っていないものですから、この展開というのは、どのような形で進めるような形になっていくのか、まず、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室主幹。

◎ 地域創生推進室主幹兼ものづくり推進主幹（長谷川将之）

ご説明します。今年度、29年度、ICTを活用した安心暮らし創造事業の実証試験を行ったところなのですが、次年度以降というか、30年度については、今回、検証で出てきた報告書等を基にですね、いよいよ平成34年10月までに今、付いている、家庭に付いている個別受信機、防災無線の方がデジタル化にしなければならないということで、その期限までに何らかのそういう情報システムを構築しなければならないのですが、それに向けてですね、平成30年度については、どういった導入計画を策定していくべきかというところで、調査の方を職員の中で進めていきたいと思っております。なので、予算の方の計上、金額の計上等についてはありません。30年度については、導入計画の策定やあと、今回実証で問題になったというか、タブレット端末、それから、スマートフォンの持っている方、あと高齢者については、タブレットにはちょっとやっぱり抵抗感のある方がいらっしゃるの、そういった方には、実績報告書の方にも写真で載せているんですけども、専用個別受信機といたしまして、見た目、今の防災無線と変わらないようなアナログ的なもので、こちらから情報が流れるというようなものを一応、3種類のものでどういう組み合わせで、それを導入計画に盛り込んでいくかというのを協議していきたいというところであります。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

今回の実績報告書を見ますと、ICTの中の③の事業内容の方で、デマンドバスの予約ということになってはいますけれども、これも今、平成34年に向けての形でいきますと、今のアナログからデジタルに変わるという形で考えているんですけども、その辺の部分とかもやはり今からこういう形のデマンドバスとかの部分に対しては、どのような形でこれまで持って行って対応している考えがあるのか。

◎ 委員長（木村 一）

地域創生推進室主幹。

◎ 地域創生推進室主幹兼ものづくり推進主幹（長谷川将之）

ご説明致します。議員さんからのご質問は、このICTを活用して、デマンドバスの利用、それをどうやっていくかというところですか。今回ですね、実証をやりまして、タブレット端末からデマンドバスの予約ができるよということによって仕組みを作ったんですけども、実際やはりそういった高齢者の方、それから、交通弱者の方という方が実際にタブレットを操作して、デマンドバスを予約したというのは、本当に少なかったです。実際、やっぱり抵抗感のある、高齢者の方とかは、抵抗感があるので、タブレットではなくて、やはり自宅の電話からデマンドバスの予約をされたというのが現状でした。ただですね、毎朝、デマンドバス、小谷石方面ですとか、湯ノ里方面に向けてデマンドバスの情報をタブレットから流しましたので、それで今日、走るんだなという周知促進にはなったところであります、やはりこういった情報端末によって、デマンドバスについては周知促進の部分で利活用していきたいというところで考えております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっと確認の意味もあるんですけども、地球温暖化対策事業の実行計画、前年度上がっているいろいろな温暖化事業計画ですか、これ改訂版、以前ちょっとそれくださいというお願いしていたと思うんですけども、まだもらってませんよね。もらった。それと、CO2削減だとか、中央公民館のバイオマス等で大きいものは終わったんだと思いますけれども、今後、その計画に則って、例えば30年度、ちょっと探せなかったんですけども、もし、細かい部分あるのであれば、お知らせ願います。

◎ 委員長（木村 一）

広報調整係長。

◎ 広報調整係長（赤松拓也）

ご説明致します。地球温暖化対策実行計画、事務事業編、役場の事業に伴う計画ですけれども、こちらの方、前回もご説明したと思うんですけども、知内町のウェブサイト、こちらに最新版を掲載しておりますが、ご必要ということであれば、印刷物お渡しするとはできます。あとですね、平成30年度の取り組みとしましては、地球温暖化対策の一環としまして、照明ですね、蛍光灯からLEDに変えることで、CO2の排出抑制にもなりますので、今年度当初予算ではありませんけれども、予定事業の中にも掲載しております、中央公民館の照明のLED化を環境省の補助事業を活用しながら検討していきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

次、ありませんね。2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

温泉施設優待券ここでよかったですか。民生ですね。わかりました。すみません。

◎ 委員長（木村 一）

3番、吉田委員。

◎ 3 番（吉田峰一）

9番議員さんもお話ししていましたが、デマンドバスの利用ですけれども、デマンドバスについては、本年度から実施をするということですが、病院等については、それなりの体制がある程度、受入があるんですけども、買物の弱者、要するに町内にスーパー等がないと。前、町長さんが農協さんのあとに何らかの方法を考えているということもお聞きしていました。その辺のお考えがあれば、何かあればお知らせいただきたいと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

Aコープさんがなくなって、町民の皆様方から何とかしてもらいたいという要望が今、寄せられているのは事実であります。ただ、今、先般も商工会の三役、役場に来ていただいて、そういう今、要望があるし、商工会として、どういう体制を構築できるのか、まず、それ商工会の会員の皆様方と意見交換をして、その報告をいただけませんかということに今なっています。ですから、基本的には、Aコープさんがなくなって、6万6千人の人が使っていて、やっぱりなくなることによって不便が来しているということと、それから、高齢化が進むことによって、なかなか今、ハンドルを持てる人方があ

と5年、10年後に木古内町までスーパーまで通えるかということの不安感がたくさんの方々が持っているということは、重々、私なりに理解をしております。そんなことで、まず、商工会との協議をさせていただいて、それをきちんと踏まえた中で、町が動くべきものであれば、きちんと動いていければなというふうに思っていますので、ただ、要介護1と2については、そういう介護保険制度での対応ができますけれども、一般の町民の方々が今、そういう不安を持っているということは、重々、1つの大きな課題であろうというふうに認識しておりますので、その状況を見極めながら、対応していければというふうに思っていますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

3番、吉田委員。

◎ 3 番（吉田峰一）

デマンドバスについては、原則、町内の運行という形になりますけれども、今の状況を見ると、商工会、もしくは、いろいろな形の買い物できるような場所がまだまだ厳しい状況下にあるということなんですけれども、できれば、こんなことを我々も言える状況ではないですけれども、町外を外れて、隣の町にも大きなスーパーらしきものが2点、3点ありますので、その辺の考え方はどんなものでしょう。

◎ 委員長（木村 一）

網野副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

今、3番委員さんのご質問について、ご説明を申し上げます。今、確かに隣町の大きなスーパーということを考えますと、本町の場合に買物する場所も限定されるということは確かにあるかなというふうには思っています。それで、個人商店、あるいは、ホームセンターが品揃えも生鮮品も含めて置くような対応も徐々にアイテム数も増やしながらという対応をしてきている中で、現時点で直ちに例えばデマンドを町外運行ということは、町内商業の活性化ということを考えて場合に、一方では町民の利便性ということもありますけれども、果たして如何なものかということからすると、直ちにそういう状況を考えなければならないということは、今しばらく慎重にしなければならないんだろうなというふうに思っております。それで、先ほど町長からも話がありましたとおり、まずは、地元商工業者の中で、どういう対応ができるのか、できないのか、その上でそれら関係の皆さんと相談をしながら、どういうふうにしていけば、本町の買い物弱者への対応がどうできるのかということを考えながら、然らばデマンドの運行も、どうやっていけばいいのかということに合わせて考えていかなければならないということからしますと、直ちに町内にデマンドを向けるということは、少し早計かなというふうに考えています。

◎ 委員長（木村 一）

そのほかございませんね。9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

そういうあきれた顔をしないで、まず、ちょっと付き合ってください。176ページの先ほどの災害復旧費の部分で、町のちょっと考え方を私、ちょっとお聞きしたいなと思って、前のときも補正か何かのときに。

◎ 委員長（木村 一）

176 ページ。

◎ 9 番 (谷口康之)

176 ページ。

◎ 委員長 (木村 一)

今、総務。

いいですか、ありませんね。

それでは、次に9款消防費の質疑を行います。予算書の175ページから176ページ。質疑ございませんか。消防費。

谷口委員。

◎ 9 番 (谷口康之)

176ページの部分で考え方をちょっとお聞きしたいなと思うんですけども、前のときも災害の臨時議会か何かのときに聞いたときに、うちの町の部分、建設協会とのあれも締結しているのかということでも聞きましたら、結んでいるということで、それから、町長もご存じのように、我々、石油組合でも平成24年に災害のあれでもって締結したんですけども、そういうことですね、うちの町にとってもですね、そういう形のもの一本化してですね、きちんとしたそういう災害の部分に対する対応できるような組織図をこれから私は構築してもらいたいと思うんですけども、その辺の町の考え方、もし、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (木村 一)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

災害時の各機関との連携のあり方についてのご質問だと思います。今、ご質問のありましたように、建設協会と災害時の提携をしてございまして、重機だとか必要な場合に提供をいただける。更には燃料組合ともそのような重機を優先的に稼働するために必要な燃料を提供いただける。さらにはコンビニエンスストアともそのような災害時の食糧を優先して提供していただけるような、そちら災害時ではないんですけども、郵便局の方とは郵便時に見守りとして何かお年寄りの人たちで例えば郵便物が溜まっていた場合に通報いただけるだとか、いろいろな連携をしてございます。今、ご質問のようですね、それぞれ、こちらの方、総務企画課で管理しているんですけども、それが統合的に閲覧できるような表なりを整理して、どのような担当者でもですね、すぐにこの場合にじゃあ、どの組合にまず、情報提供して、協力を仰ぐだとか、そのような体制を構築したいと考えております。

◎ 委員長 (木村 一)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

なければ、次、12款公債費の質疑を行います。予算書の209から210ページ。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

次に13款職員等給与費の質疑を行います。予算書の211ページから212ページ。これについて質疑を賜ります。

(「なし」の声あり)

次に14款予備費の質疑を行います。213ページ、これについて、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、総務企画課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えます。

暫時休憩します。

それでは、休憩を取り消し再開致します。

次に生活福祉課関係に入ります。3款民生費の質疑を行います。予算書の123ページから133ページ。これより質疑に入ります。

2番、花井委員。

◎ 2 番 (花井泰子)

温泉優待券のことで、お尋ねを致します。

◎ 委員長 (木村 一)

何ページですか。

◎ 2 番 (花井泰子)

125ページです。すみません。実はですね、森越地区の方に相談をされたのですが、隣近所、みんなで温泉のバスに乗って、例えばおやつやおにぎりを持って、地域と一緒にしゃべりしながら温泉に入りたいんだと。だけど、私の住んでいるところから、決められているバス停までは相当歩かなければならないと。だから、これをもらっても使いようがないんだよねというような意見が実は先立っていただいたんですね。それで、私もちょっと地図を見てみたら、なるほど、ここのお宅は相当出るのに遠いんだろうなというふうに思っていて、それで、そうだったら毎回みんなで行って、いろいろなことを話し合いたいと、そういうことだったので、少しバスの運行の停留所を見直していただきたいなというのがあるのですが、ちょっと今、私、町で出しているその地図を手元に持ち合わせてはいないのですが、その方は多分、国道まで出る一本の道路のいつてみれば、今、委員長やられている木村議員の家の近くの国道に出る道路、横じゃなくて縦線の道路、そこの道路に住んでいる方だったと思うのですが、あそこで何人か声を掛けて、停まってあそこを通ってもらえれば行きたいんだけどもというふうな、直接そういうふうな声を掛けられましたので、議会もあって、委員会もあるので、じゃあ、その話をしてみますということで返事をしたものですから、今日、今、話をさせていただいています。見直しをしていただければ、非常にありがたいというふうに思うのですが、そういった声は今まで、例えばバスの運行に関しては、何も声が上がってなかったでしょうか。

◎ 委員長 (木村 一)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (田中志津夫)

ご説明致します。温泉バスの停留所というか、停まる場所については、特段、住民の方からここに停まってくれという要望は、特に今まではなかったです。今、バスがですね、1台で全町内回っていますので、一応、細かい部分で停まる場所とか結構決まっています、それ以外にまた回るとなると時間の経緯とかいろいろありまして、迎えに行くと温泉に浸かってもらう、それからまた帰りの方もありますので、そういった場合、

時間のロスとかを考えると、なかなか厳しいものがあるのかなとは思いますが。ただ、本当にちょっとした入ったところで停まっていたら、それでもいいよということであれば、そういった部分もですね、今後、ちょっとうちの方でのバスの運転手さんだとかそういった時間の関係もありますけれども、ちょっと調整して回れるのであれば、ちょっと回れるような検討をちょっとしてみたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

検討していただけるというのでうれしいのですが、実は一昨年から70歳以上の高齢者の自宅を訪問して、聞き取りをすると、高齢者の、そういうことをやっていたかと思うのですが、その住民の方は、その聞き取りに来た方に話したけれども、何も届いてないんですよという話でした。それは付け加えておきます。今、見直しをするというので、ちょっとそこら辺はお願いをしたいというふうに思っています。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

125ページ、ゲートボール場の関係について。この説明資料を見ますと、今の湯ノ里小学校の下の部分に作ろうとしているんですね。どうなのでしょう。今、湯ノ里小学校、逆に手狭になってくるなという気がします。そこでですね、今の湯ノ里小学校の上の方に町長、よく知っていると思う。旧、今でも多分、野球場という名称になっているんだろうと思う。結構、雑木生えていますけれども、結構な面積あることを知っていますよね。あの場所にこれを作るということはどうなのでしょう。考えたことありますか。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ゲートボール場ですね、新しい整備については、実は29年度、今、FDセンターが旧湯ノ里小学校跡地に建設するということがあったものですから、ゲートボールを愛好している人方、役員といろいろと協議をさせていただいて、実はですね、湯ノ里団地、2階建ての住宅ありますよね。国道から見えるところ。あそこの向かいが町有地なものですから、そこでですね、いろいろと設計をした結果、大体2千万円くらいという、今、概算事業費が出たものですから、果たしてそこに2千万円掛けて新しいゲートボール場を作るのがどうなのかなということ、実は役員の皆様方に足を運んでいただいて、町の考え方を実は説明をさせていただきました。それで、今、使ってもらっているのは、臨時的ということでもありますけれども、プールのすぐ上に一角を2面使ってもらっていました。それで、町長、新しいところに作るというのは、うちらはもう本当に5年、10年先わからないし、今のメンバーからいったら、人数も少なくなっているの、そういう考え方ではなくて、今、現状の要するにゲートボール場を使えば、それでよしなんですよと、実は言っていました。それで、学校の方と教育委員会を通して、湯ノ里小学校の校長といろいろと協議をさせてもらったんですけれども、今、やっぱり使っている場所については、子どもたちのやっぱり憩いの場になっているし、それから遊具もあるし、そして、運動会も要するに奥よりもプール側というか、今、使って

いる側が使えるので、もし、可能というか、使えることができるのであれば、一番、住宅側が今、この場所でありますけれども、ここであつたら、全然教育の要するに授業等にも支障がないのでということですね、学校側からも了解をいただいて、今回、そこにですね、新たに造成するという計画を立てさせていただきました。そんなことから、そこが完成すると、今、使っていただいている場所にトイレもありますし、それから、プレハブもありますので、それを移行するという、そんな今、そして、トイレも今、結構古くなってきていますので、高齢者の皆様方が使いやすいようなトイレと、それから、日よけがですね、桜の木があつて、ちょうど日陰になるので、その対応があつたんですけれども、奥にはそういう施設がないものですから、その辺も含めて、今回、役員の皆様方と協議をさせていただき、そして、さらには湯ノ里町内会長にも町の考え方を説明させていただいて、今回、事業費を計上させていただいたということで、ご理解いただければというふうに思います。それと、このゲートボール場、今、ここですね、先般の今年の台風等でもう冠水して使えなくなってしまっているものですから、ここは本当に最低限土をならすだけで、あとの大会はすべて湯ノ里でやるということで、そんな考え方をして、ここはもう本当に手を掛けなくて、湯ノ里のゲートボール場を今、整備する場所を大会等もそこで使えればなというふうに今、考えていますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

図面、私、勘違いしているわけじゃないよね。今のグラウンドの固有名詞言つて悪いですけれども、高野さんのスギの木の山のチリチリ上がっていくところの角でしょう。そうでしょう。今、町長の話を知ったら、野球場あるけれども、選定の中に野球場というの頭に1つもなかったということなの。そこでね、私が言うのは、あの野球場は小学校が移転するとき一緒に作った野球場なんですよ。あそこ造成するのに相当の金を掛けて造成をした。以前に我々、議員もあそこに木を剪定するのにちょっとみれば、そんな大径木ではない。ちょっと重機持ってくればすぐ抜けるような。あそこの土がもっていないんですよ。野球場と整備したところなんですよ。2年かそこらしか使っていない。あと全部、あそこはもうそのままになっている。何とかね、あそこを使うことによって、そして、今のゲートボールの会員の皆様方というのは、今だけで終わりではないです。まだこれから団塊の世代の人たち、どんどんどんどん入ってくるんですよ。やっぱり将来的なことを考えたら、何とかせつかくの小学校のグラウンドを潰さないで、遊んでいる土地をうまく利用する方法を考えた方がいいと思うのですが、検討してみる気があるか、ないか。

◎ 委員長（木村 一）

網野副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明申し上げます。実は先ほど町長の答弁の中で、ちょっとこの湯ノ里の運動公園の検討した経緯が少し漏れておりましたので、その点も含めてご説明を申し上げます。実は先ほど湯ノ里の今の2階建てのホテル団地3棟の向かい側の方の町有地と言うことのお話を申し上げました。その場合に実は1つ問題なのは、少し用地がいっぱい

ばい、2面とるとあとほとんど余裕がない状態。それと、町道を挟んでの部分ということもあって、なかなか果たしてどうかということもありました。それと、さっきも言いましたとおり、新たに造成ということなので、事業費が2千万円程度掛かると。そのあと実は、私どもの方で内部的に検討したのが、今、4番委員さんがおっしゃっている湯ノ里の運動公園の敷地でございます。これは実は湯ノ里小学校が改築する以前に、湯ノ里地区に実は旧、今のFDセンターの敷地の部分が小学校のグラウンドでございましたけれども、手狭だということもあって、地区の運動公園ということで、実は野球場を整備を致しました。そのあとプールができ、今の現校舎ができたという状況でありましたけれども、実はこの野球場、しばらく少年団、あるいは、地域の野球チームの方々にもお使いいただいていた経過がございます。それで、委員ご指摘のとおり使われなくなって、相当、年数が経過しているということの中で、今回、うちの建築の建設課の技術屋を含めていろいろ検討したんですけれども、表土をはいて今の状態、確かに大きい木とかはないんですけれども、雑草等も繁茂もして、そういう中でこの表土をはいて今、またゲートボール場として使える状態に持っていくということになると、およそホテル団地の方に整備するのと同程度の費用が掛かるという試算でございました。2千万円程度掛かるということでありました。それで、それでもその部分をやろうかという話もしたんですけれども、実はここで教育委員会と協議している中で、それと、今、お使いいただいている湯ノ里のゲートボール協会の人たちからもご意見があって、実は今の学校グラウンド使えれば一番いいんだよというお話がありました。それで、ただ、学校の利用上を考えた場合に、今あるのが実は運動公園側の方に2面整備して、仮で整備してございますけれども、こちらの方がどうしても小学校の授業等で使うということで、支障がないわけではない。ただ、グラウンド自体は非常に長い大きいグラウンドで、十分余白があるということのなかで、反対側であれば、学校教育上支障がないということもあって、学校の了解もいただきながら、反対側の方に整備ということでやって、実際、お使いいただくゲートボール協会の方々、そして、学校、それと施設の有効活用という、それらのことを考えて、事業費等も考えて、一応、皆様方のご了解のもとに、今回、こういう整備ということで提案することになったということで、実は運動公園は私どもの方でも技術屋を含めて検討した経過はございますので、その点、お含み置きいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか、6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

すみません。子育て支援事業計画でちょっとお尋ねしたいんですけれども、30年と31年で終わります。あと今年と来年ですけれども、その中でファミリーサポートセンター、子育て援助活動支援事業なんですけれども、これは今、実施されているのか、お尋ねします。

それと、もう1つ、先般、フッ化物洗口ということで、函館市が大々的にやり出したという報道で、知内町も当然やっているんですけれども、それで、フッ素塗布とフッ化物洗口、これそれぞれ対象年齢というのは、どの程度なのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

健康推進係長。

◎ **健康推進係長（筒井裕子）**

フッ化物洗口とフッ素塗布事業について、ご説明致します。フッ素塗布というのは、対象年齢、3歳半未満を対象に、保健センターの方で実施しております。フッ化物洗口は、児童とかのうがいができる年齢に達していますので、幼稚園、保育園、年長児から小学生にかけて、学校、保育園、幼稚園で実施しております。以上です。

◎ **委員長（木村 一）**

6番、西山委員。

◎ **6 番（西山和夫）**

フッ素塗布、これは1歳から3歳6か月と書いていますけれども、6か月児を対象にして塗布するんだということで、フッ化物洗口の場合、誤飲があるということで、長年、何か函館市は懸念して実施してこなかったということなんでしょうけれども、それで、3歳6か月以降は、保育園も幼稚園も小学校もそれぞれ対象になるんですけれども、自分もちょっとうがいするもの、こういう小さいものでちょっとですから、口に入れると、たまに飲みかけるときがあるんですよね。そういうのをきっと嫌って長年やってこなかったという経過があるんだと思うんですけれども、今までそういう誤飲の報告とか、万が一、これ飲み込んだ場合ですね、どういう影響を与えるだとか、そういう事例はないんですか。

◎ **委員長（木村 一）**

健康推進係長。

◎ **健康推進係長（筒井裕子）**

フッ化物洗口のフッ化物の誤飲について、ご説明致します。この導入につきましては、渡島保健所の歯科医師の方からも十分説明がありまして、たとえ誤飲した場合においても、健康的な被害が全くないということを説明されて、その上で保護者の方に実施の了解をいただいたご家庭だけ実施しているということになっております。以上です。

◎ **委員長（木村 一）**

6番、西山委員。

◎ **6 番（西山和夫）**

保護者の了解を得るということで、最終的には。それで、今、もし、保護者の拒否された方、もし、いるのであれば、何名くらいなのか。調査結果です。12歳児の永久歯、全国でむし歯1本だとか、それが平均らしいですけれども、函館市の場合は、2.01というデータ出ています。それで、新潟県は早くから1970年からやっているということで、0.48、1本に対して全国平均よりずっと低いという値なんですけれども、知内町のデータというのはあるんですか。

◎ **委員長（木村 一）**

健康推進係長。

◎ **健康推進係長（筒井裕子）**

ご説明致します。フッ化物洗口の事故についての報告は、今のところありません。保護者の方で心配が強いという方に関しては、園とか、小学校の方で、フッ化物の薬剤を入れないで、普通のお水でうがい等をしてということで対応をしていただいております。むし歯のことに関しては、来年度、健康増進計画というのを立てるのに、29年度のとときに、もうアンケート集計したんですけれども、その中で目立って大きな問題になって

いたのが、3歳児のむし歯と40代、60代の喪失歯が多いということでしたので、そこをメインにそこを健康課題を中心として保健事業を考えていきたいと考えておりました。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

せっかく12歳児という1つの基準がありますので、それで全国平均が出ているのであれば、やはり知内町も12歳児でどうなんだというデータ的には揃えておくべきだと思うし、簡単に揃うんだと思いますので、是非、その辺はお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

先ほどのファミリーサポートセンターに関しては、子育て支援計画ということで、うちの方も作成してございます。それにつきましては、道のマニュアルに沿って第1回目ということで、うちの方で初めて作ったものですから、道の策定マニュアルの基準に準じて作ったものがございます。実際には、今の段階では、ファミリーサポートセンターというのは、うちの方でもまだ設置されておりませんし、そういった問い合わせもございません。今後、32年で一応、計画が更新になるということですので、この後もですね、このファミリーサポートセンターにつきましては、今後の需要だとかも含めてそのまま継続するのか、それとも、それにとって変わって違うものをやるのかということで、今後うちの方で検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

これで作った計画期間というのは、27年からなんですよ。27年から32年まで。それで、27年に作っているわけですから、調整検討ということなんです。それで、28年でもう実施に入っているんです。この計画には。だから、ちょっと聞いて見たんですけれども、やらないということではないんですか。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。やらないということではなくて、今の段階でファミリーサポートセンターがやるべき事業について、住民の方、保護者の方からはですね、こういった事業でやってほしいという要望がないということですので、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

この中身というのは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡調整ということなんです。ですから、希望がなければやらないということなんです。それとも、こちらからそれなりの啓発をしながら、

どういう調整ができるかということを考えていくということなんですか。それはどっちで取ればいいんですか。今の課長の説明では、そういう要請がないということであれば、やらないということに取れるんですけれども、ただ、それを考えたときには、その援助の活動の要するに町は支援をするんだよということなので、一種の中持だと思えますよね。そういう意味では、町から啓発をしながら進めていくというのが1つのスタイルだと思えますけれども、それで、事業の実施が28年度からということであれば理解できたんですけれども、その辺というのは、しっかり捉えているんですか。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。今、議員さんがおっしゃるように、今、子育ての方で介護が必要だとか、そういった方についてサポートセンターということで設ける形になってございます。ただ、今、現在、当町の方では、子育てサロンですとか、あとまたちょっと子ども発達センターという形で、違う形です、それぞれ支援してございます。ですから、特に今、議員さんが言われるように、これに特化して、これをやってくださいという要望はございません。ですから、今、議員さんがおっしゃるとおり、そういう形で今やっている子育てサロン、それから、子ども発達支援センター以外でやらなければならないのであれば、そういったものについてのサポートセンターという形で計画の中に入っていますので、こちらの方で順次、整備していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6番（西山和夫）

考え方で児童の預かり保育もありますので、そちらの事業の方でしっかり手当をしてもらいますという話なんでしょうけれども、ただ、預かり援助を希望する方ももし、いたとすればというのは、以前から言っているように、下の方に10番で病児保育事業あるんですよね。それで、病児預かり、病気がしたときに保護者を呼んで帰すのではなくてという話の中で、せっかく保健センターに診療所があって、先生が常駐しているんだから、一部、区画を設けて、例えば高熱が出た場合、そこに一時保護者が来るだとか、来ないを別にね、そこで手当ををして一時預かりますと。例えば6時で終了するのであれば、保護者に連絡をして6時まで預かってくださいということであれば、病児児童をそこで預かるだとか、そういうふうにつながっていけばいいなと思ったんですけれども、未だにまだ病児保育事業というのは進んでいないこともありますので、その辺というのは、ただ、ここに載せるのであれば、ただ、ここに載せて流すのであれば、載せないでください。もし、検討するのであれば、いずれそれなりの計画に沿って進めていただければありがたい。やるか、やらないか。計画、今後もこういう形で載せてしまうのか。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。今、議員さんがおっしゃるとおり、やらなければ削除した方がいい

ということでございますけれども、一応、道のマニュアルに沿って計画策定している建前上ですね、それぞれ先ほど何回も繰り返すようではございますけれども、子育てサロンは子育てサロンの制度、それから、子ども発達支援については、子ども発達支援ということでそれぞれやっています。今、議員さんがおっしゃったとおり、お子さんが急に病気という形になった場合、本来、病気ですと、うちの方で病気の子を預かるということはどうかなと思います。逆にそういった場合についてはですね、一時預かり保育という形で、小さなお子さんがいる場合については、そのお子さんをそういった施設に預けて、病気になったお子さんを保護者が病院の方に連れて行くという形でですね、いろいろ今、ある現状の制度の中で活用していただければと思いますので、ご理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

10番目の病児保育事業あるんですよ。病気の人は要するにそういう整った施設で、要するに専用スペースを設けて看護師が一時的に保育を行うということになるわけですから、せっかく町内に診療所もありますし、病気で要するに急に共稼ぎしている保護者がなかなか来れないというときもあるでしょう。要するにちょっとしたことでも、自分の経験では、これくらい預かってくれよな、学校にいさせてくれよねという、要するに子どもが大丈夫だといえれば、いさせてくれよなという、そういうちょっと線引きが難しいラインとはあるんですよ。それで、結果的には学校で迎えに来てくださいということで迎えに行って、どっちかが要するに付き添いをするわけですよ。そうではなくて、ある意味、専門家がいるわけですから、ここには。医師なり看護師が判断して、この程度だったらうちで預かりますよと、一時保育しますよというのが病児保育だと思うんですよ。事業だと思うんです。だから、それを一時預かりのところに預けて迎えにくるまでという話ではないんですよ。直接もう迎えに来いですからね。ですから、そういうところがあれば安心できるんじゃないかということなんです。確かに北海道のマニュアルに沿って、こうやって項目入れるのであれば、我が町はやりませんなら、削除でもいいじゃないですか。マニュアルはわかるんだよ、北海道のマニュアルでやってきたというのはわかる。だけれども、右ならえする何ものもないでしょう。今までやらないと言っているのであれば、削除しないでいいんですけれども、今までやらないと言うから削除しなかったんじゃないか。今まで検討しますだった、今までは。課長は。歴代ね。だから、対応するのであれば、いつまでということなんです。だから、予算がないのであれば予算がないで納得するんですよ。だから、いついつ計画しますということであれば、またわかるんですよ。またこれマニュアル通りということでもたならして、次の33年からの計画のときにまたこれが載ってきて、同じ議論を繰り返すわけですよ。やる気がないのであれば必要ないし、ただ、アンケート調査、毎回やっているわけでしょう。毎回やっていて、それは必要だということももう認識もあるわけじゃないですか。必要だということであれば、1人に対応するのか、10人に対応するのかわかりませんが、私も当時、子育てをして、ちょっとしたくらいであれば病児保育あれば一番いいんだよなという思いがあったものだから、何とかいるのであればですよ、常駐しているんですから、今は。常駐しているんだから、それを利用して、少しスペースを設けてやってく

ればありがたいという話なんです。

◎ 委員長（木村 一）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（筒井裕子）

病児保育について、ご説明致します。西山議員もおっしゃるように、私も働いていますので、急に電話が掛かってきたときなどは、そういう対応をしていただければ大変助かると思ったことはたくさんあります。病児保育というのは、施設から学校を含めて電話が来て、すぐ親が迎えに行けない、じゃあ、そこで預かるというのではなかったと思います。ある程度、病状が安定されたお子さんを病院の方で看護師、保育士、医師の判断のもと預かるということで、これも確か予約制にもなっているはずで、当日空きがあれば受け入れるという形を取っている病院がほとんどだったと思います。函館市内も私はちょっとわからないんですけども、個人でいうと、あんざいファミリークリニックだとか、はるこどもクリニックなんかは病児保育対応をしていると思います。あと、この病児保育やファミリーサポートセンターの件も含めて、私も今回、健康増進計画の策定に携わっていて、国や道などと同じレベルで考えて、ちょっとうちの町には合わないというところはあると思いますので、そこら辺は見直しをして、しっかりやっていきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

5番。

◎ 5 番（成澤五郎）

125ページの温泉施設の入浴優待使用料の件なのですが、これは年間券の方、相当数いらっしゃるかと思います。年間利用する券、この方、今、この優待券は65歳以上の方を対象だと理解しているのですが、その年間購入する方で、65歳以上の方は相当数いるかと思うのですが、その方に対しては、この制度そのもの65歳以上、12回分の優待券を今、町として提供している、この分は、年間使用料から差し引いているのか、あるいは、いないのか、それをちょっと。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。温泉の優待券につきましては、現在、65歳以上の方、それから、身体障害者、知的障害者、それから、精神障害者という形で、障害をお持ちの方も一応、対象という形で、うちは交付する対象としています。実際の交付にあたりましては、事前にこちらの方から対象者の方に温泉の優待券のご案内を差し上げまして、それで、本人の方から申し出があった場合について交付をするという形になってございます。温泉の券につきましては、一応、1冊12枚綴りということでございますので、12枚使い切る方もいらっしゃるれば、1回か2回で年間終わるという方もいらっしゃいますので、今、言ったように、料金については、実際に細かい計算はちょっとこちらの方でしていませんので、金額的にはちょっとわかりません。

◎ 委員長（木村 一）

5番、成澤委員。

◎ 5 番（成澤五郎）

65歳以上の方が優待券対象者になっている、これは承知しています。障害をお持ちの方。今、聞いているのは、65歳以上の方で、年間利用券を4万いくらかで買っている方がいる。この方へは、65歳以上に今、優待出している、その分は、全く配慮しないで年間使用料を4万いくらかなら4万いくらかで販売しているんでしょうかということ。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。只今の温泉の券に関しましては、優待券という形で持っている方については、こちらの方では把握はしておりません。ですから、こちらの方ではあくまでも対象者に交付した件数、それから、利用された枚数、件数、それしかわかりません。ですから、優待券という形で年間パスポートみたいな形で使っている方については、うちの方で発行しているわけではございませんので、誰に発行しているかというのは、把握はしてございません。

◎ 委員長（木村 一）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

今、年間利用券買っている人、この65歳以上の人たちは優待券を申請しないから、差引き勘定していないと、税の公平性からいけば、住民サービスの公平性からいけば、その人達もやったらその分だけ差引いて年間券を売るのが普通サービスの一環でないですか。スリーエスの社長というよりも、副町長、どういう考えですか。まず、あなたから聞いた方がいい。

◎ 委員長（木村 一）

網野副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。温泉の65歳以上高齢者の方々の年間12枚の優待券としては、町の高齢者福祉の施策として実施してございます。それと、今、ご質問ありました例えば年間パスポートを半年のパスポート、これらについては、運営しているスリーエスが町の了解のもとに利用者の方々の負担軽減とそれと利用促進ということの中でやっている施策でございます。ですから、これを並列に考えて、一方がやっているの、一方その分を考慮すべきというのは、果たしてどうなのかなというふうには思っております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

いいですか。4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと別な案件でお尋ねしますが、生活福祉課の関係で、これ統計の取り方、私、平成19年からずっと出生と死亡の統計をずっと取っているんですね。それが私の持っている今、ぽかっと見てはっと思ったんだけどね、この実績報告書の1ページ見たら、25年度から見ると、全然数字が違うんですよ。調査する段階なんだろうか。私のこれ自分で統計取ったのは、年度末で取っているんですよ。例えば25年度、出生が30名、死亡が82名というような形でずっと取っていますが、こっちから、この参

考資料を見ますと、25年度は参考資料を見たら25名、死亡は73名、相当の数の誤差がある。この取り方というのは、どこを信用すればいいんだろうなど。実績はここに何月締めと書いてないんですよ。だからあえて聞いているんですよ。これ12月31日締めの話なの。実績報告書というのは、1月31日付けの話。例えば年度報告する場合にですね、12月31日の年度報告という形にするんですか。これはあなたの方の窓口で調べた数字なの、私は年度の数字。年度調査の報告というのは、道の方にも全部これ報告されていますね。道の方に報告している数字と、ここで議会に示した数字と違うというのは、どういうことなんだろう。きちんと説明をひとつお願いを致したいと思う。

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取ります。

（ 休憩 午後 2時48分 ）

（ 再開 午後 3時00分 ）

◎ 委員長（木村 一）

それでは、休憩を取り消しまして、会議を再開致します。

3款民生費。何か質問。

8番、笠松委員。

◎ 8 番（笠松悦子）

簡単にちょっとお尋ねしますけれども、前にも私、ちょっと尋ねたことがあるんですけどもね、今、この町で障害者などが閉じこもらないとか、それからいきいきサロンとかで、年寄りの人たちをなるべく外に出そうというすごい努力は見られるんです。でも、やっぱりそれに従わないという言葉悪いんですけども、出ないでいる方々は、ただ相談に向かっているようなんですけれども、もう1つね、段階を上げて、サービスを増やして欲しいなと思っているんです。ということは、配食サービスを町としては考えているのか、ないのか、その見守りの役割もできると思うんですよね。そうすると、誰がやるのよとか、どこで作るのよとかってなるのかもしれないけれども、そこを1つずつクリアしながらね、やっぱり向かっていって、お話するという機会、そういうようなのをちょっと見ていただけないかなと思ひまして、どういうふうに考えているか、お聞かせ願いたいと思うんですけれども。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。配食サービスに関してはですね、今のところうちの方に配食サービスをお願いしたいということで直接の問い合わせは今のところございません。ただ、前にもですね、配食サービスの関係で、どうなんでしょうということでご質問を受けたことがあります。内部だとか、あと社会福祉協議会だとかいろいろなところで検討してみました。実際、配食サービスをするという形になれば、じゃあ、どこでということ給食を作るかという形で、学校給食センターとかっていろいろあるとは思ひますけれども、そういったことです、前に検討したことはございますけれども、その後、まだ実際に運行につきまして、具体的な検討までは今のところ入ってございません。

◎ 委員長（木村 一）

8番、笠松委員。

◎ 8 番（笠松悦子）

希望者がいないというのではなく、出向いて行って欲しいんです。なかなか来てくださいということは言わない方々が多いと思うんですよ。先日、私たちの地区の方でもいきいきサロンをやったんですけれども、旦那さんは来た、おじいちゃんも来たんですけど、おばあちゃんが足が悪いから行かないとか何とか言いながらね、来れなかったって、だから、やっぱり地域の小さいところなものですから、残ったものと言ったらあれなんですけれども、多めに作ったりしているものですから、それをお母さんに持って行って、おばあちゃんに持って行ってねとかって持たせてあげたんですけれどもね、やっぱり、ただ配食するというよりも、どうしているかとか、食べていただくと言ったらおかしいんですけれども、何かその中の意思疎通をね、ただ、どうしていますか、何か困ったことがないですかとかって聞くよりも、その何かの言葉の材料になるのではないかなと思って、もし、できたら、そこまで温かいくるむような何かをして欲しいなと思うんですけれども。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。いきいきサロンとか実際、うちの方で社会福祉協議会さんを中心にやっています。過去については、社会福祉協議会を中心として、いきいきサロンをやっていたんですけれども、現在、各地区の婦人会ですとか、そういう形を中心にいきいきサロンを展開してございます。ですから、実際、町が主導権取るよりも、今、実際、地域の方々が中心になってそういった展開をしていただきますので、できれば、町ということではなくて、いきいきサロンを実際にやっています地域の婦人会ですとか、町内会の方ですとね、自主的に声を掛けていただいて、事業を展開していただければと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

◎ 委員長（木村 一）

8番、笠松委員。

◎ 8 番（笠松悦子）

町としてはそういう考えなんですね。それ以上、進もうとは思っていないということに捉えてよろしいのでしょうか。

◎ 委員長（木村 一）

網野副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。今時点では、先ほど生活福祉課長が言いましたとおり、高齢者各戸回って、いろいろ聞き取りやった中で、配食という具体のものについては、今、ただちにそのニーズというものは必ずしもないということでもありますけれども、委員ご指摘のとおり、例えば高齢者の安否確認ですとか、見守りですとか、そういうことからいくと、今の体質で果たして十分なのかということは、確かにございます。そういうことからいきますと、例えば町の方とすれば民生委員、あるいは、町内会長含めて定期、不定期で訪問していただくですとか、あるいは、社会福祉協議会の方でも安否確認の事業をしてございます。そういうようなものやっていくということも当然あるかというふうに思います。それと、もう1つは、高齢化の中で、やはり1人でなかなか食の方

もままならないという状況もあろうかと思えます。これはニーズがある、なしに関わらず、そういう状況になってきているんだらうなということがあります。今回の第7期の高齢者福祉計画、あるいは、介護保険事業計画の中では、そこまで具体的ものは実は積み上げておりませんが、たまたま本町で社会福祉法人、しおさい園を運営している函館共愛会がございます。それと、この春から江差福祉会も本町で障害者福祉の関係の事業をしていくということからいきますと、これらの事業者とも相談をしながら、あるいは、社会福祉協議会、地区の民生委員、これらの方々とも相談をしながら、いずれ配食サービスの体制、これも例えば江差福祉会であれば、ケータリング事業もしたりしていますので、そういうようなことを含めて、どうやればきめ細かな対応ができるかということをもっと詰めていく必要があるんだらうというふうに思っております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

それから、先ほど4番委員さんからあった質疑に対するの答弁をお願いします。
生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

先ほどの4番委員さんの方から戸籍住民の関係で、死亡、それから、転出ですとか、そういった人数についてご質問がございました。こちらの方に記載してございます数字につきましては、暦年集計ということで、1月から12月までの分ということの集計でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ありませんか。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっとお尋ねするんですけれども、報道等で上ノ国が導入ということで、大々的に載った母子手帳のアプリ、これはまず、検討する課題になるのかどうか、お尋ねします。

それともう1つはですね、今、国会で議論しているんですけれども、119番通報の多様性に関する検討会というのがあります。というのは、これ聴覚障害だとか、言語障がいだとか、要は119番に伝える手段がないという方、それを今、スマホで何とかそういう整備をしてやりましょうということで、先進的に北海道以外の県の方で、何県か今、やっている状況で、これを今、多分20年頃に制度化になるんでしょうけれども、今、知内町でそういう聴覚、言語、そういう不自由を感じる1人暮らしの方はいるのか、それとも、もし、多核家族であれば、何名で母親と住んでいるだとか、いろいろ環境あると思えますけれども、そういう方が何名いるのか、把握しているのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

ちょっとすみません、西山委員、今の民生費のページ数には入っていない。民生費の中で。ページ数。

◎ 6 番（西山和夫）

要するに特別会計でやれって。

◎ 委員長（木村 一）

休憩。

休憩を取り消して、再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。まず、最初に119番通報の関係でございますけれども、今、現在で聴覚障害の方、今、手帳を交付している方は、1級から6級までで、現在、20名おります。これは実績資料の6ページに障害者手帳交付という形で記載してございますので、そちらを見ていただければご理解いただけると思います。今、委員さんがおっしゃいましたとおり、実際にそうなったときに、家族でどうのこうのとか、単身でという形になりますと、今の段階では、その方が単身で暮らしている聴覚障害、それから、高齢者の聴覚障害という形で、今現在では、世帯の方では把握してはございません。台帳ございますので、台帳見ると、すぐわかると思いますので、もし、人数が必要ということであれば、あとでご報告したいと思います。

それから、母子手帳のアプリの関係なんですけれども、大変、申し訳ございません。私の方でちょっと周知不足という形、認識不足という形なんですけれども、母子手帳のアプリに関しては、今、ちょっと初めて聞きましたので、保健師の方からちょっと答弁させます。

◎ 委員長（木村 一）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（筒井裕子）

母子手帳アプリについてご説明致します。私の方でも詳しいことはちょっとわからないところは多いんですけども、多分、健診の通知だとか、予防接種の記録だとか、あと、子どもの成長曲線だとか、そういう面でアプリを活用してというところだと思うんですけども、現在のところ、通知はほかのアンケートや健診の検査の提出してもらうものもあって、封書で案内しているという形を取っています。予防接種だとか、成長曲線については、今のお母さん方はそちらの方が使いやすいという声もあるかもしれないので、そこはちょっと検討していきたいと考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

大変、今の若い人は使いやすいんでしょうね。すべて要するに余計なものは持ち歩きたくないという、よく言われるのが、お薬手帳なんですね。持っていますか、持っていますかって、めんどくさいから持って歩かないやということになると、今、何か結構薬の副作用だとかどうのこうので、できるだけ持って歩いてくださいという話なんですよ。それで、この母子手帳もそうですけれども、お薬手帳もし、アプリがあるのであれば、本当に登録してやりたいくらいですよ。ましてや、若い人なんてこなすの簡単ですから、我々の年代になればそのアプリ引き出すだけでも大変ですけども、ただ、利便性が増すというのは間違いないと思いますので、まして、予防接種の共有ということで、旦那と奥さんが共有できるということで、忘れが防げるだとか、いろいろ考え方あるようですので、是非、もし、予算化できるのであれば、補正でもしていただきたいなと思います。

それと、もう1つ、先ほどの119番でしたか、119番、要するに20名、1級から6級の方いるということで、世帯状況を把握していないということなんですよね。間違いないですよ。それで、今、そういう方が119番を必要となったときにどうするかということなんです。心配しているのはね。その辺、把握しているのであれば、緊急

通報だとか、当然、そういう対応は1人暮らしの方にはしていますので、多分、障害者のそういう方もきっとそういうのはあるんだと思うんですけども、ただ、今、そういう方向性で整備が行われるということであれば、率先して今、AIだとか、いろいろ時代が変わってきて目まぐるしく対応に苦慮するだけ早変わりしていますので、是非、そういうのは先行してやっていくべきなんだろうなと思っていますので、是非、機会があったら、またそういう方面も予算化していただきたいなと思います。

それともう1つ、単純な質問、2つですね、もう2つあります。咳払いするとき、これは教育関係だと思うんですけども、俺たち学校で習ったのは、咳を飛ばすなということで、手でふさぐということで習ったような記憶があるんですけども、未だにこうやっています。これというのは、今、大変、拡散状況を拡大するという、菌を拡大するということが駄目なんですよ。今の教育はどうなっているのか、また、保健側で今の指導というのはどうなっているのか、もうアメリカというのはちょっと知らなかったんですけども、ネットで見れば結構それが当たり前になっているんですね。こうやるだとか、咳払いをね、こうやるだとか、もう日本だけなのかなという感じでちょっと見ているんですけども、その辺の啓発というのは、どういうふうにしていっているのか、学校もちょっとお尋ねします。

それともう1つ、実績報告書なんですけれども、今の実績報告書でいけば14ページなんですけれども、これは課長にも今日、朝方いろいろ説明資料変わってるよということでお願いはしたところなんですけれども、各種健康保険ですね、実施状況、その中で、達成率、去年もちょっと決算で言っているんですけども、達成率と精検率、精検者数あって、精検率もあってということで、その後の状況が見えないんですよ。どういう状況で、また再健診したのかという状況が見えませんが、是非、その辺は状況が見える、最低限これくらいはあってもいいだろうなという情報だと思いますので、それによって、要するに引っかけたけれども、再検査を受けたのか、受けないのかということもわかりますので、是非、その辺の情報を提供してください。今、もし、わかるのであれば、29年度の実績でどの程度の達成率で、精検率どのくらいあるのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

ご説明致します。先ほどの咳払いの関係の指導の関係なのですが、先ほど6番議員さんが言ったのと同じくですね、今、咳払いの指導につきましては、学校保健会だとか、養護の先生の委員会の中では、そういう咳払いの仕方は駄目だということで、指導は今現在、学校では行っております。

◎ 委員長（木村 一）

健康推進係長。

◎ 健康推進係長（筒井裕子）

ご説明致します。達成率というのは、特定健診の受診率ということでよろしいでしょうか。28年度に関しましては、34%で出ています。

◎ 委員長（木村 一）

後ほど、資料を。その他、質疑ありませんか。4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

生活福祉課全体の問題でちょっと、これも暮れに商工会青年部の方々の話を少し聞いたときに、我々、全く気が付かなかった。町長が安全、安心の町、子育てをするということを常に謳っているけれども、知内に初めて町外から嫁さんに来たり、そういう若い人たちが今、一番困ることが、子育てするときの伝達方法が知内、全くなっていないということなの。知内、多分、町の方では、防災無線だとか、広報で流しているからすべてオーケーだと思っているかもしれない。が、しかし、見落としだとか、聞き落としというのは、ほとんどあるんですよ。該当する人たちに直接電話するなり、文書やるなり、こういう細かなサービスが必要でないだろうか、知内に初めて来て、これが痛感をしたという話を聞いた。まさしく知内の盲点ですよ。これは答弁いりません。その辺はきちんともう少し考えてですね、新しく例えば函館から嫁さんが新しく来たよと、何か困ったことないかとか、そういう用途を常に細かくそういうところに目配りをしていただきたいということを要望しておきます。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、4番委員さんからご指摘いただきました。実は町づくり懇談会、地域に入って、まさしく函館市から知内町に嫁がれた方がそういう話が実はありました。それで、30年度の今、予算編成の中に、町長ヒアのときに、実は函館市がそういう子育てをしている方々に情報をきちんと伝えるがためにということで、確か函館新聞だったと思いますけれども、アプリを作りましたと。それで、函館市内、広範囲な地域でありますから、それを要するに漏れがないように、町が今、どんな要するに事業をしているんだ、そして、どこにこういうもし、課題等があつて、相談する窓口がどこへ行けばいいのかということで、アプリを新しく設置したことによって、すごく件数が増えたということをお私、ちょっとコピーをして保健師の皆様方にこういう取り組みというのは如何ですか、それから、今、まさしく4番委員さん言われるように、町外から来られた方が、そういう発言がありましたと。どうしてそういうことになるんでしょうかと。それで、町内で今、出生数というのは、20とか25という話ですから、1軒1軒にその辺はやっぱり心遣いをすることによって、その不安を解消できるのではないですかということも言わせていただいていますので、その辺は私なりにもそういう意見が出てくるというのは、体制がきちんとしていなかったのかなという反省を踏まえて、30年度は徹底したいというふうに考えていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

次、質疑ございませんか。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

子ども医療助成で、今回、中学生から高校生まで対象を拡大するということでもあります。それで、一時、中学校までやったときの記憶では、確か駆け込み受診というのか、結構、歯医者だとか、いろいろな面でちょっと補正したという、記憶ですから、どこまでどうかわかりませんが、記憶があるんですけども、当然、高校生まで拡大するということになれば、また、一時的な状況として、そういうのが出てくるんだろうなと思っているんですけども、ただ、いろいろネットを調べれば、その考え方がいろいろ

ろ出てくるというのは、要するに町村間の競争にならないかだとか、それが果たして本当に保護者が求めているのかとか、いろいろと出てくるんですけども、今回、そういう手当をしたというのは、やはり町民からの要請が強かったということなのかということと、ただ、結果として、自分が聞いているのは、やはりそういう子育て中、中学校、高校いるんですけども、やはり高校まで拡大してもらえればありがたいと。ただ、一方では、医療費に関してはやってくれるのであればありがたい、当然そうなるんですけども、ただ、一方では、その子育てをするにあたって、じゃあ、一番本当に何を必要とされているのか、その辺もちょっと理解してもらえればというお話の中で、いろいろ話をすれば、給食費だとか、あと入学時の学用品ですか、町で手当てするもの、授業料だとか必要なものは町で出しますけれども、それ以外のもの、例えば中学校で学ランだとか、カバンだとかいろいろ整備する。いろいろと経費が掛かって、かさむんだということで、今回、憲法改正で、教育費の無料という国会で議論していますけれども、本来の教育というのは、そこだろうと。全てやはり最低限、中学校まで、全てそういう掛かるもの、例えば要保護だとか、準要保護で手当てしますよね。せめて、そこら辺までは、我々にも手厚くしてほしいなという声も一方ではあるんですよ。ですから、どれが正しいとは言いませんけれども、ただ、どれが正しいとは言いませんけれども、総体的にじゃあ、子ども支援ということで、どういう思いをしているのか、その今、医療費やりました。全体ではそしたらどう思うのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、医療費の高校生までの拡充の考え方ということであります。実は子育てがしやすい町、それから、生み環境がいい町、そんな形で今やらせてもらっている中で、実はですね、町外から知内高校に入学していただいている子どもさん達が今、増えています。その中でインフルエンザです。インフルエンザ。これは学校内でまん延してしまうということで、できれば、それも町立高校ということで、助成をしていただければという、そういう意向というのは、以前から実はありました。そんなことから、今回、子育て支援ということで、今、6番委員が言われるように、給食費があり、それから、保育料があり、いろいろとその中で、どれが今やるべきかということで、実は内部でいろいろ検討をさせていただきました。保育料の要するに無償というか、それは今、31年度、国が今、示していますから、30年度は今の状況で少し見極めさせていただいて、そのどういう国が今、基準を示すか、そこから要するに外れた部分について、町が支援するというので、1つの方向を考えようということで、30年度、手を付けることはしませんでした。それと、もう1つは、近隣町でやっています、給食費の無料化であります。この辺は、以前からずっと要するに検討を進めさせていただいて、やはりそこに町が税金を費やすというのは、如何なものかと。それくらいは、家庭で今、食育というものがありますので、それはきちんと家庭の環境の中でやるべきではないのかということでもあります。ですから、今回は、知内町に住所を有する生徒方にそこまで医療費を要するに拡充するという、ひとつの子育て支援の拡充とそれから、町立高校、町外から来ていただく方々の生徒方のその対応ということで、今回、新たに拡充をさせていただいたということで、ご理解をいただければというふうに思います。ただ、今、6番議員さんが指

摘するように、各自治体がやることは、果たしてそれが正規な子育てつながるかということ、私もその辺は重々苦勞するところでありましてけれども、1つの施策として、方向として、今回、拡充をさせていただいたということで、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

数字なんですけれども、高校まで無償化することによって、どの程度の予算が膨らんだのか、お尋ねします。

それと、今、言うように、いろいろな考え方がありますから、どれが正しいとは言えないんですけれども、本当に厳しい状況の中で、今、各家庭というのは子育てを支援しているんだろうと思います。昔というか、自分の代であれば、母親、父親というよりも、小学校入学時というのは、おじいちゃん、おばあちゃんが楽しみでランドセルを贈ってもらったとか、いろいろとそういう環境的なものというのは助かっていたという、母親、父親にすればね、保護者にすれば。ただ、今の環境では、なかなかおじいちゃん、おばあちゃんも今の状況の中で、そういう余裕もないという方も増えています。そうした中で、一步踏み出すときに、いろいろなランドセルを背負っている。その差が見えるときもありますし、あまり見えないときもあるんでしょうけれども、ただ、町外へ行けば、函館市、ちょっと1回行ったんですけれども、やはり結構その差というのは見えてくるんですね。せめて、本当に教育の無償化ということで、国がやるのであれば、せめて、その入学時の差別というか、見た目ね、見た目やはり同じものであればやっぱりかっこ悪いから、何種類か選択してやれるだとか、それは町が全部支援するんだとか、せめて、そこら辺を配慮するだとか、まして、前の教育長にも言った、中学校の入学時、学ラン、1回目くらいは、何とか手当てできないのかとか、入学費の確か40万円か50万円総体で掛かるそうですけれども、経費的にはね。その部分もまた何とか考えてもらえないかなというお願いもしたところなんですけれども、総体の中で、今後、どういう制度を活用して、子どもたちに安心して暮らせる、最終的には大学なんです、今。高校を卒業して、専門学校も結構、選択肢の中にありますけれども、ただ、選択肢の中で、やはりそういう専門学校でも大学でも、やはり次のステップがあるわけですから、それぞれ。そのときをみるために、少し家庭の中で辛抱して、積立をしている。先般、大学で175万円という報道もありましたし、それだけやっぱり厳しい環境の中でみんなやっている。それだけで済めば別なんです、よね。やっぱり大学ということになれば、町外ですから、当然、下宿だとか、そういう手当も掛かりますから。そういう意味で、今、本当に厳しくなっている。そして、さっきアプリの話出ましたけれども、もう必需品ですよ。貧しかろうが、裕福だろうが。本当にそれを持たないと、なかなか今の時代大変なのかなという、情報収集もありますし、子どもまで今、スマホの時代ですから、ただ、単価的に各間競争して、月額使用料が下がっているという、ちょっとそういう嬉しい面はあるんですけれども、ただ、そういうものに必ず掛かってくる経費というのが、自分たちの時代はそういうのがなかったから、余計な経費いらなかったんですけれども、今はそれがもう家庭の経費として組み込まなければなかなか厳しいという状態で、それも必要だ、車も必要だということになれば、本当に金、掛かるんだろうなという思いしていま

すので、できれば、行政でできるものはやってあげていただければ、大変ありがたいなと。今後もいろいろと検討の中でそうしたことも頭に入れてもらえればありがたいなと思います。

◎ 委員長（木村 一）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、6番委員さんからご指摘ありました。将来に知内町民のどうい子育で支援ができるか、いろいろとやっぱり考え方あるかと思ひます。今、6番委員さんの考え方があるし、また、やっぱりそれぞれの考え方持っているというふうに思ひています。ですから、それは逐次、子育でを今している要するにお母さん方に、どうい状況が今あるのか、そんな状況はですね、常日頃というか、何か機会があるごとにその辺はお話させていただければというふうに思ひています。それで、私がこの立場に就かせていただいて、知内高校の町立高校の特色を如何にするかということで、奨学資金制度です。今、国の方も要するに奨学資金を無償でという制度も今、出てきています。ですから、その辺のやっぱり状況はきちんと見極めなければならないというふうに思ひますし、ひとつ、6番委員さんと同じ考え方は、やっぱり子どもを少なくというか、高齢化というか、結婚年齢が要するに高くなっていて、なかなか出生数確保できないというふうな、ひとつありますけれども、やっぱり大学の教育費が高いんですね。だから、それは町でやれる話ではないですから、国が要するに子育で支援をと、そして、今、将来的に人口がどんどんどんどん減って、やっぱり子どもを要するに出生してもらう環境としては、心配ないですよ。大学も国がきちんと対応するというふうに、国がやっぱり方向を示すことによって、全然考え方が違ってくるというふうには思ひています。だから、小さな自治体が要するに考えるのではなくて、国が子育でというか、子どもの出生数を如何に増やすかというのは、国の施策であるというふうには思ひていますので、これは機会あるごとに、北海道、それから、国にも要望していきたいというふうには思ひています。ただ、先ほども言ひました。これが知内町の要するに子育でしている、正しく要求があるんですよということは、逐次情報というか、いろいろと意見を聞かせていただいて、対応していければなというふうには思ひていますので、ご理解をいただければというふうには思ひます。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

ありがとうございます。いろいろと考え方、本当にあります。4番からも給食費タダにしたらというお話もありましたし、以前、以前というか、今の制度、保育園、2人目が無償ですけれども、それでちょっと言われたのは、2人目と云って、保育園に2人上がっている2人目なんだろうと。よくみんな勘違いしているんですね。やっぱり。1人もう小学校に入って、2人目が保育園であれば2人目が無償なんだろうという、そういう言われ方よくしました。何だけち臭いなという話なんですよ。2人目と云ったら、2人目だべやという。保育園に誰も入園しているうちの2人目なんて思ひないですよという話もされていますし、そこを強化してくれというお話もありますし、いろいろ町民の方々というのは、やはり大変というか、大変な中で頑張っているわけですから、

まして、先ほど町長の給料等のときに、町内の情勢どうなっているんだという、やはり厳しい人はやっぱりそういう言い方をしてくるんですよ。町外に手厚いものづくりだとかそういうのではなくて、町内に優しいだとか、見方は全然違うんですけども、やはり総合的にそういうのは判断して、政策に生かしてもらえればありがたいなと思います。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

先ほどの高校生の医療費の無償化ということで、今年度、予算いくら計上しているかということでのご質問でございました。今回、うちの方で、全国の高校生の医療費の平均ということで、それを基に計算してですね、今年度は270万円を予算計上してございますので、よろしくお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

そのほかございませんか。なければ、次、4款衛生費の質疑を行います。

予算書の134ページから141ページ。

質疑ございませんか。4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

診療所の関係でお尋ねしますが、補正予算のときにもちょっと言いました。今回、約920万円そこそこの薬品代が200万円減額になった。そこで、ところが診療所の棚卸はどういうふうにしていますかという話の中にですね、職員にお願いしていますという説明だったんですね。理事者の方々、棚卸というのは、どういうふうに理解しているんだろうか。せめて、監査委員の立ち会いの上で、棚卸をするということ。棚卸というのは、ただ、数を数えるというだけでないんですよ。仕入れと消費された分の数がどうなのかというところまでやるのが棚卸だと思うのですが、30年度については、これについて、どのように挑むのかちょっと。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。この問題につきましては、補正予算の際にですね、議員さんの方から指摘されましたので、すぐうちの担当の方に連絡を致しました。実際には、毎月きちんと数は揃えて確認はしてございます。うちの方もですね、今、言ったような質問がありましたので、毎月、担当1人ではなくて、2人ないし、私も含めて3人という形で確認をしまして、その後ですね、もし、監査委員さんの方で監査していただけるのであれば立ち会っていただいて、棚卸を確認していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

監査委員さんに参加してもらえるのであればでないですよ。参加しないとないんだよ。そういう制度なんだ、棚卸というのは。そういうことを含めながらですね、30年度、ひとつよろしくお願ひしたいと以上、思います。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

ゴミ袋のことについて、お尋ねを致します。先般、8番委員からもゴミ袋のお話が出ました。何とか燃えるゴミ、1種類ではなくて、せめて2種類、小さくしてほしいという意見がありました。私も同じ考えです。高齢者になりますと、持って重さというのは、45Lですから、いっぱい詰めると相当の重さになります。今朝ほどもそりを押して、ゴミ箱に持って行っていた方を見て庁舎に来たんですけれども、そういうことで、また、例えば障がいを持っている方、股関節などを患っている方は絶対重いものを持ったらだめなんです。持った次の日は、必ず痛むというそういう感じであります。ですから、他の町村のことはあまり例には出たくはないですけれども、ある町では、4種類に分けています。10、20、30、40Lと。少しお金は掛かるかもしれませんが、本当に高齢者にやさしい町づくり、これは私、やっていただきたいんですよ。せめて、燃えるゴミだけでいいです。2つに分けて、半分の重さ、一番重いのは45Lですから、20L、それくらいはできないのかというふうな思いでありますが、お考えがあったら、お聞かせいただきたい。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。ゴミ袋の関係につきましては、何度か議員の皆様の方からご意見をいただいて、ゴミの種類、もしくは、袋の大きさ、どうにかならないかということで、ご指摘がありましたので、今年度、うちの方で大きさについて検討してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

136ページの不妊・不育症の治療の部分で、今回、追加の資料を見ますと、うちの町と道の比較が載っているんですけれども、この中でですね、やはりうちの町のやり方、うちの町というよりも、これを受診できると思ったら、うちの町は函館が一番近いのかなと思うんですけれども、そのほかにですね、もっと自分が希望して、札幌だとか東京とかそういうところも行って受診してみたいという形になりますと、そこら辺も全部対応できるという形で理解してよろしいんですか。

◎ 委員長（木村 一）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。今回、うちの方で新しく不妊・不育治療という形で、助成事業ということで新たに設けました。その中身につきましては、北海道も優先して既に事業展開してございます。その北海道の事業の中身に沿ってですね、うちの方も整理した中身でございます。今、議員さんがおっしゃっているとおり、この辺ですと、函館管内の病院という形になりますけれども、一応、医療費というか、治療の分の助成でございまして、交通費とかというのは対象になりませんが、なるべくそういった形で函館以外の病院で、ここでなければ指定ができないというところがあるのであれば、例えば町

外からですね、例えば極端な話をすると、札幌からお嫁さんにこちらの方に来ました。でも、こちらの方にいません。そういった場合、親元の札幌の病院でそういった形で受けて、ちょっと様子を見たいとかという形になれば、そういった方もですね、交通費の分は対象にはならないんですけども、こういった形で治療に関する部分で制度に乗らなかった治療方法だとか、そういったものについては、適応の対象としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（木村 一）

そのほかございませんか。8番、笠松委員。

◎ 8 番（笠松悦子）

それに関してなんですけれども、この表を見ますように、北海道の方では、43歳未満となっていますけれども、知内では制限なしにさせていただいて、ありがとうございました。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

なければ、質疑がないようでしたら、生活福祉課関係の質疑を終わります。

ここで、説明員を入れ替えたいと思います。

次に産業振興課に入ります。5款労働費の質疑を行います。予算書の142ページから。質疑ございませんか。ありませんか。

次に6款農林水産業費の質疑を行います。予算書の143ページから160ページまで。質疑ございませんか。

3番、吉田委員。

◎ 3 番（吉田峰一）

150ページなんですけれども、知内ダムの件ですけれどもね、ダムの汚泥対策調査実施の委託料がありますね。それで、昨年度は、堆砂の調査をしています。その辺の昨年度やった203万円くらいの調査費の実績というのはあるんですか。

◎ 委員長（木村 一）

農業振興係長。

◎ 農業振興係長（南 一貴）

ご説明致します。昨年ですね、一応、3年に一度の堆砂量調査を実際に委託契約を結んで実施しております。その結果でございますが、こちらはですね、一応、制度上、ダムのダム湖における堆砂の状況をですね、調査させていただいて、その状況についてなんですけれども、ちょっと今、資料手元にないものですから、後ほどですね、そちらの方、提示したいと思いますので。

◎ 委員長（木村 一）

その他、質疑ございませんか。

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと145ページの委託料の部分で、去年も同じような形で40万円の新規作物導入実証実験委託料ということなんですけれども、これの結果で、うちの町にこれからのような形でこういうものをやりたいという形があるのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これにつきましては、昨年と今年度やっています、昨年度はどこかの場面で結果、お伝えしたと思うんですけども、なかなか上がらなくて、あと播種の時期が合わなかったということで、今年度もう一度、農協を通じて生産組合の方に今、お願いしてですね、播種時期の適正な時期とあと、例えば雑草対策でマルチを敷くだとか、トンネルで温度を上げるだとか、いろいろな形で2年目になりますので、実証対象比較試験みたいな形で普及センターの指導を受けてやる予定になっています。

◎ 委員長（木村 一）

9番、谷口委員。

◎ 9 番（谷口康之）

そしたら、今、この部分では、今までやってきた部分ももう1回、もう少し工夫してこうやってうちの町の適合したようなものを持っていきたいという考えでよろしいんですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

そのとおりで、これにつきましては、前にも説明しましたけれども、畑作のですね、今、輪作という、3年に一度という形でやっているんですけども、これをもう一作かませると、4年に一作となりますし、あと地力の茎の部分がホワイトソルガムの部分は地力が増進するということも言われていますので、是非、これをうまくいけばですね、畑作の輪作の体系に1つ組み入れたいという部分と、あとこれも説明しましたけれども、小麦アレルギーの部分で、このホワイトソルガムが有効だということをちょっとお聞きしているものですから、その部分が実証できればですね、生産に結びつけばなということ、もう1年、今回、実証事業をやらせていただきたいということです。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか質疑ございませんか。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

先にちょっとお尋ねします。予定調で新幹線展望塔イルミネーション設置事業あります。これは前年度実施できなくて、今年度ということなんでしょうけれども、その経緯をお尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興主幹。

◎ 産業振興課主幹（森永 茂）

ご説明します。29年度の予定事業調の方では、事業の方、予定していましたが、1年で終わるのではなく、何年か続けて12月のときにやりたいということで、できるだけ経費の掛からない方法ということでいろいろと検討はしたんですけども、その結果、ちょっと時期の方、逸してしまって、平成30年度改めて実施したいという経緯になっております。

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取ります。

休憩を取り消しまして、再開します。

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

後ほどもう一度。実績報告書で見ているので、確認できないんですけども、水産物の条例のところでもちょっと聞いたんですけども、今回、種苗生産施設を建て替えるということでもあります。それで、浜の方、以前から言っているように、なかなか確認を取ってくれなかった経緯があるんですけども、それで、自分的にちょっと何かお尋ねして、ここまで来たらどうしようもないだろうという1つの声もありました。ただ、条件というか、考え方として、今、建てる方は決まってしまうからいいにしても、じゃあ、建てる場所、今、建てるものではなくて、建てる場所の変更はできないのか、要するに既存の施設を壊して、そこに改めて建てるということですけども、その場所をずらして、今、ウニの生産種苗センターあります。将来的にはあっちも必要になってくるんだから、そこと連動できる、将来、そこと連動できる施設にした方が効率はいいだろうという、そういうお話もありましたので、もっともだなということで、その後、専務と議論したんですけども、専務とあと町とその後、どういう議論になったのかわかりませんが、その辺の考え方は、組合から変更は来ているのか、それとも、来ていないのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。浜の活力の事業であります。種苗施設の関係ですよね。それにつきましては、今、議員おっしゃったようなことは、直接、産業課の方にはありませんでしたけれども、組合としては、今の施設を解体費も計上しておりますけれども、今の施設を解体し、その上に今の浜の活力事業を活用して施設を建てたいということで、国の方に今、お願いをされていて、4月になりましたら決定に受けるようなことで、それに合わせて町の方でも3割の支援ということを来ていましたので、合わせた支援を今回、計上しております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

この予算が今、言っていることと直接、話とはまた別なんですよね。今、予算は建てる方、これは建てる方で今、予算を取って、これから決まれば建替になるんでしょうけれども、ただ、建てる場所なんです。場所の変更というのは、まだ議決してからでも間に合うと思うんですけども、間に合うんですけども、建てる場所については、間に合わないの。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

今、先ほど言ったとおり、今の施設を解体して、この計画を今、組んで、4月になったら認められる予定だということであると、場所を変えるということにならないと思います。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

絶対駄目だということはないでしょう。今、解体して、要するに解体するというのは建てるからそこに解体するという作業が出てくるんですけども、いずれにせよ、その施設はもう使えないという、潰れてね、ですから、建て替えるにしても、要するにその施設は解体しなければ駄目なんですよね。ですから、要するに建てる場所の変更はいだろうと思っているんですけども、駄目なんですか。それ駄目だということになれば、議論にならないんですけども。要するに組合がオーケーすればいいということなんでしょう。変えるということになればいいということなんでしょう。ですよ。それで、ちょっとお願いがということになるんです。もし、組合が場所の変更をしたいということであれば、予算が通ってから間に合うという、それを確認して次に入りたいんですけども、間違いはないですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

何度も言いますが、これはまず、組合が事業主体で今、進めております。ですから、今、場所の変更は組合ですけども、ただ、私、先ほど言ったとおり、組合から今、聞いているのは、4月に国から交付の決定なり、内定なりが来る手はずになっていて、それからまた変更するということにおそらくならないということで、あと、お金の面も変わってきますので、そうなれば町の予算も変わってきますので、その辺は相談を受けたらそういう形になると思いますけれども、ちょっとスケジュール的にはならないのかなと。あと、コンブ、ワカメの種苗生産が9月でやりたいということで、9月までに出さなければならないということで、急ぐということ当初予算にこれ載せた経緯もありますので、それを鑑みると、スケジュールを変えていくというのは、おそらく不可能ではないかというふうに思っております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

柔軟に考えられないということであれば、言っても仕方がないのかなと思うんですけども、ただ、自分としてはですね、現状の施設あるところではなくて、ウニの種苗センターあります。その横、ずっと空いているんですけども。現状の今、解体するという施設とその中間に今の施設を持っていけば、将来的に合体できるんですよ、そのウニの施設と。ですから有効に使えるだろうということなんです。将来にも。ただ、これが今の既存の施設に建ってしまえば、そこからまたいろいろなアクセスの問題もありますし、利便性というのは下がってくるんです。ですから、場所の移動であれば、要するに施設自体は大きさは変わらない。場所の移動であれば、確かに配管だとかそういうものはかかってきますけれども、それは今後の対応として、町が独自で出すのか、組合が独自で出すのか、その予算の額にもよるでしょうけれども、せめて、その検討はできるということであれば、まだ議論したいところあるんですけども、それも不可能だということであればやめます。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

何度も言いますけれども、事業主体、漁業組合が事業主体です。町にとっては、今、予算計上、支援です。ですから、組合の考えになりますけれども、組合が場所も変えて、スケジュールも変えて、あとお金の面も町との支援の中で収まるのであれば、委員おっしゃった形になるかと思えますけれども、ただ、私の聞いている範囲では、4月にもう交付を受けるものが今から設計し直し、場所の移転だとか、お金の面が変わるということにはおそらならないという私の認識であります。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか何か質疑ありませんか。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっとものづくりでお尋ねします。今回、ものづくりの国費をみますと、1,550万円入ってくる予定になっております。ところが、ものづくりは、27年のスタート以来、国の方から今までの実績は6千万円しか入っていないんですね。総体の予算の11億6千万円のうちの6千万円ですよ。今回の1,555万円というのは、それらと同じ考え方でいいんですか。6千万円と同じ性質のものと考えていいんですか。それから、今後の見通し、スタートするときには、記憶では、約5割近くは国の補助金という話があったやにも記憶してございます。これは私の記憶間違いかもしれません。が、しかし、それが充てにできなかつたら、膨大な大きな事業になって、最終的には負の遺産を将来に残すのかなという、そういう心配もなきにしもあらず。そういうことも含めながら、この国の補助金対応、将来的にはどういう見通しなのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。まず、新年度のですね、国費1,555万円、これは過去2年間、合わせて計6千万円ほどになりますけれども、これも含めてですね、ちょっと正確には今、計算しますけど、平成28・29・30の3年間で国費をいただくということで、3年計画で承認をいただいている一環として、平成30年までは国費がものづくりにあたっていう状況でございます。それから、この制度をですね、構築したときに、国費が半分入るという認識とおっしゃいましたけれども、そういう話は正直な話はおりませんので、我々としてもですね、半分国費が入るからとか、そういう認識でこの制度設計をしたわけではございません。ただ、これまでも、先週の本会議でも6番議員さんからお話いただいたり、昨年9月議会ですかね、でもお話いただいたりしている中でもお話ししてはいますけれども、期間の長い、息の長い事業であるということと、その間の中では様々な要因の変化があったりですね、あと場合によっては、その制度が本当に検証という意味で、きちんと機能しているか、その辺、全体を踏まえて全体像の検討というのが今後、必要かなというふうに考えています。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

とんでもない勘違いをしておりました。国の方から約5割くらいの補助金があるんだらうということで、27年度の議会報告会の度に、この制度は良い制度だから活用した方がいいよということで、随分PRしてまいりました。完全な私のミスでございました。改めて私のミスに気が付きまして、今、非常に反省しているところです。

ところでですね、今回の財源は、ふるさと創生事業基金から3億円を拠出をして財源にしているわけですね。ところが、ふるさと創生事業基金条例の中に、繰替運用という、第5条、この中には、町長は財政上、必要であると認められたときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金に繰り替えて運用することができるというように書いてあるんですよ。難しく書いていますけれども、要は3億円出したものは、3億円戻してくださいという意味なんです。でしょう、そういうふうには取られないの。ただ、いろいろ見ていけば、町長が特に認めれば、それに限りでないような条文もちょっと書いていますけれども、せつかくの10何億円の基金をですね、そのためにぼんと3億円持っていった。今の情勢からいったら、ふるさと創生基金が全部これに充当されても足りないくらいでしょう。できれば、私は自分の都合の良いように解釈しました。繰り戻し、これは基金に戻ってくるんだなと。それ戻ってこないということであれば、当然、このものづくり振興事業そのものも見直しをしていかなければならないと、今、3年経過をして4年目に入ろうとしていますけれども、そのような論議も当然、必要になってくるのではないだろうかと思えます。いかがですか。

◎ 委員長（木村 一）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

今、ご質問の基金の繰り替えの条項についてご説明を申し上げます。今、ふるさと創生事業基金、平成28年度末で6億4千万円ほどの残高がございます。更にものづくり産業振興基金も2億弱ほどの基金残高がございます。財政の運営上ですね、例えば9月から3月に起債の償還だとか、それまでの資金的に例えば交付税だとか、税だとか、ずっと収入があるわけですが、特定の月に支出があって、一時的に資金が不足する場合がございます。そういう場合に、一般会計で例えば起債の償還で2億円ほど例えば支出が必要で、手元の現金が一時的に不足するといった場合に、せつかく今、お話ししたような各種基金で残高がございますので、その基金を一時、一般会計に立て替えて運用して、その部分というのは、すぐに戻すという、財政運営上の資金運用上の条項でございます。今、ご質問のあったようなほかの基金に全く積み替えているものとは、性質が全く別でございますので、今の繰り替え運用は当然ながら繰り替えですから、一時的に使って、利子相当分を付けて基金に戻すという作業を致しますし、先ほどご質問いただいたようなものづくり産業振興基金へ以前、ふるさと創生事業基金から3億円、それは積み替えておりますので、戻すというような性質の基金の使い方ではありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明します。まず、冒頭のですね、国費に関しては、平成30年の予定も含めて、6,120万円、3年間で6,120万円となっています。それから、財源も含めたですね、見直しの考え方でございますけれども、平成26年、27年とこの制度設計するにあたって、様々な地域の産業団体の方々との意見交換ですとか、議会の場も当然含めてですね、進めてきたわけですので、新年度においてですね、その制度の検証も含めて、また財源の部分も踏まえて、しっかりと見直しも視野に検討をしてまいりたいと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

総務企画課長、この条例の条文からいけば、繰り返しと繰り返しとは違うんですか。これでいけば、総務企画課長が言ったように、どう見たって繰り返しは1回出たものは戻ってくるという考え方です。ふるさと創生、ものづくりに使ったものをここからいってもいいという条文1つもない。議決するんだったら、条例改正していかなければならないんだ、本来。ただ、運用上、言葉上、繰り返しと繰り返しは違いますよというものの言い方というのは、どうも合点いかない。後ほどあとで調べてみたいと思います。

◎ 委員長（木村 一）

休憩を取ります。

休憩を取り消し、再開致します。

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

ものづくりで聞こうと思って、一番肝心なこと、これから、今年もものづくりで相当の額が予定してございます。そこで、2,500万円以上については、企業診断士の審査が必要なんです。これからですね、今までの企業診断士の審査の必要な診断士を取った方々も含めての話なのですが、その企業診断士の審査報告というか、審査された内容というのは、我々、知るわけにはいかないんですか。それちょっとお尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。平成27年以降の新分野進出とか、規模拡大の2,500万円以上に関しては、中小企業支援法の中小企業診断士の経営診断を要するという事で、要綱を定めておまして、これまでも数件ですね、経営診断を行って、その報告を参考とした物件というのはございます。その中小企業診断士の報告の中身というのは、企業の財務体質とか、財務状況に直結した内容になっておりますので、基本的には我々内部の審査資料というふうに認識しております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

町の理事者の内部資料としてやるという答弁ですけれども、我々、議決するとき、例えばこの額がこの企業に補助するとき、企業診断士の方が知内町にとってこれを例えればある企業に5千万円やりましたよと。5千万円もらうことによって、企業診断士の

審査の中にこの5千万円でこの企業が知内町にとってどのような相乗効果を出すのかという、こういう文書というのは中身は知りたいのは我々なんですよ。それは公表できませんか。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。この件については、中小企業診断士の経営診断に関するものではございませんけれども、昨年2月の全員協議会においてもですね、要綱に沿った事業計画、企業から出てきた事業計画を要綱に沿っているかどうかということで、審査するというのが行政側の審査会の役目というふうに考えておりました、議会の方かというと、議会としての役割というか、ちょっと申し上げにくいですが、予算を予定のもとに議決していただいて、その予算の中で要綱に沿っているかどうかを審査させていただいて、決定しているという流れで認識しております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

町の税金を補助交付するのに、要綱に沿っているから出せばいいというものではないですよ。要は出すことによって、さっきも言ったように、町の方に例えば浜でもいい、農家でもいい、どこでもいい、知内町にとってどのような効果が出てくるのかということが一番念頭に出てくるんでないですか。ただ、要綱に沿っているから、それが議決して構わないでしょうという認識とは私、また別だと思えますよ。それともう1つですね、補助交付を受けたら、次の年から全部報告書というのが上がってきますね。次の年から。その報告書そのものもやはり企業の問題ですから公表するわけにいかないんですか。議事録に残っているから、頭かっくんやめてあっさり言って。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。要綱に沿っているかどうかということだけではなくて、一番重要なのは、地域への効果、それは当然、我々もそういう認識をしておりますので、新分野進出規模拡大に関しては、特に新規雇用というのに着目した形で制度の設計をさせていただいていると、そういうふうに考えております。それから、地域貢献に関してですけれども、新分野進出規模拡大の実際、企業の方が作っていただく計画書の中にはですね、前にもご説明したことがあるのですが、地域への波及効果を確保する措置ということで、地域振興であったり、雇用であったり、その他ということで、企業独自の部分であったりというのを計画書の中でですね記載していただいておりますので、当然、私どもといたしますか、審査、事業の妥当性において審査する段階では、そういった部分も考慮をして審査していると考えております。それから、その資料のですね、その部分も公表できないのかということ、その部分ではないですね、翌年度以降の計画に対する実績の報告についてもですね、これは企業のある意味、生産量だったり、売上げだったりというのが指標になっておりますので、合わせてこちらの事務サイドの方で扱う文書ではないかなというふうに考えております。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

100万、200万円の金でも然り、何千万円、何億円でも然り、要は税金の交付なんです。我々、そういう数字の積み重ね、それから、実績、そういうものを全部網羅した中でいろいろと協議していくのではない。ただ、この辺までは事務段階ですからということで要綱に合っていれば議決してくださいよと、こういう簡単なものではないと、でしょう。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。その実績についてもですね、例えば9月なり、今回の3月なりで、実績、もしくは、実績見込みという資料、今回も添付させていただいております。その中では、企業の名称ですとか、補助金の種類ですとか、補助金の額、事業費、そういったところまで明示しておりますので、直接的に企業から出していただく実績が例えば今年度は何千万円の売上げでしたとかという示し方はできないまでも、例えば目標に対して現時点で何%進捗を持っているとかですね、そういったことでも1つの指標として見ていただくことができるのかなというふうには思いますので、今後に向けて、その点については、また協議させていただきたいと思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

実績報告書の15ページ、この中には食のスポットかき小屋の収支決算書出ているんですよ。こういう数字というのは、やはり我々というのは把握しておくべきなんです。ましてや、5千万円から払っているんだったら、すべて我々知るべきだと思うんですよ、権利とかそういうものではなくて。そして、そういう問題がこういう補助金だとか、そういうものについては、今、ものづくりだけのものに関して言っているんですからね、これらについてはですね、企業診断士のやはり報告、企業診断士というのは、いろいろな観点から審査するんでしょう。そしたら、この補助金をこの企業は交付することによって、町にどのような効果を生み出すのかということこそが一番ポイントなんです。それを知りたいということなんです。それを一つ、文書で公表するような方法を一つ考えていただきたい。口答でなくて、文書で公表でなければ意味ないんです。

◎ 委員長（木村 一）

ものづくり推進室長。

◎ ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。先ほど、私、実績の中で、例えば進捗が何%とかと言わせていただいたのは、口答ではなくて、それは書面で表現できるかなというふうに考えて申しあげたんですけれども、その点については、ちょっと引き続き協議させていただきたいのと、やはり補助金が入っているからといって、企業で決算報告を徴してですね、それを開示してよろしいかという部分はですね、なかなかこれは慎重な検討が必要なのかなというふうに思います。合わせて診断士による経営診断についても同様かなと思いますし、先

ほど申し上げた予算の執行の部分とですね、その兼ね合いというのも引き続き、協議をさせていただければなというふうに思います。以上です。

◎ 委員長（木村 一）

そのほか、質疑。6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

深い議論はするつもりありません。補正でもいろいろやらせてもらいました。ただ、いろいろな意味で検討して限られた国費しか入ってこないというのが現状ですので、是非、前向きにどういう改正ができるのか、検討していただきたいと思います。

それと、新規就農支援対策助成金で40万円見えていますけれども、新規就農の初期投資を支援ということで、事業費の20%以内ということになって見えていますけれども、この40万円という想定はどの程度見ているのか。

◎ 委員長（木村 一）

何ページですか。

◎ 6 番（西山和夫）

159。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

159ページの19節負担金補助及び交付金の新規就農支援対策助成金につきましては、昨年度までやっています農協と町とタイアップして、就農フェア等に参加する活動費等に充てておまして、委員おっしゃったのは、また違う農業費の方のハウス助成だとかと思いますので。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

失礼致しました。それで、新規就農の初期投資を支援ということで、事業費の20%、それで、今回、報告会、いろいろ要請があったというのは、今、新規就農が1名いると。それで、年齢的には40歳代。ただ、施設、独立してやるにしても、最低限10棟必要な中、投資すれば1千万円くらい掛かるんだよなということで、残念ながらその1千万円の資金源がなかなか調達できないということで、大変だから、要するに町の方でどうにか支援をしていただきたいなというお話がちょっとあったものですから、それで、今、制度的にはどこまで支援できるのか、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

農業振興係長。

◎ 農業振興係長（南 一貴）

すみません、質問の内容の確認でしたが、それは町としての支援でしょうか、それとも、国の制度の部分でしょうか。町としての支援ですか。まず、新規就農者に対する町としての支援制度については、基本的にうち、現在、新規就農者受入となった場合に施設園芸野菜の作付に対する取り組みに対する新規就農ということで、ハウスの導入助成なりということで、就農後、3年以内ですね、ハウスの導入に掛かる経費の20%相当分をですね、助成しているという状況でございます。また、国の制度でいった場合には、

ご存じの通り、新規就農給付金ということで、それは就農5年間、毎年ですね、150万円、所得に応じて支給できる制度がありますので、そちらの制度をですね、有効的に活用して行って現行としては支援していく現状でございます。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

確かに給料制の部分、新規就農すれば3年間でしたか、3年以降は条件があって下げられるという、要するに所得の関係で、所得が多いと助成はないよという話なんですよけれども、それはあくまでも生活支援だと思うんだ、給料的な。それで、今、言っているのは、施設の関係です。最大20%、初期投資ですよ、初期投資の中で要するに最大20%ですから、先ほど言うように1千万円掛ければ200万円くらいの助成は町から支援はしていただけるということなんですよけれども、ただ、それでは足りないのかどうなのかというのは、ちょっと突っ込んだ話できなかったものですから、それで終わったんですけれども、ただ、現実に関今の状況であれば、最低限10棟やらないとなかなかその1千万円掛かるけれども、最低限10棟やらないとなかなか今後大変なんですよ、生活面でも安定しないということなんだと思いますので、多分、その制度も改正的なものもあるのかなという思いは個人的にはしているんですけれども、今後、独立するにあたって、この補助率、もう少し上げるだとか、いや、これが手一杯ですよとか、もし、考えがあれば、お尋ねします。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、言われているのは、予定事業調のナンバー53番で、施設園芸ハウス栽培拡大事業だと思いますけれども、これにつきましては、知内の場合は、全部がJAに入っております、JAの生産組合のリース事業というものをほとんど活用しております、例えば国だとか、道の事業は生産組合で受けれると、例えば50%大体受ければ、それはまたリース、あと残りの50%に対して、例えば20%だとか、経営の転換を図る場合には10%、今、支援、町で単独でやっているんですけれども、それを活用して50に対して、20、70になるだとか、そういう活用を今、現在はおしております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

そういう制度の組み合わせで、20プラス50で70ということなんですよ。ということになれば、例えば1千万円にすれば700万円助成受けられるわけですよ。多分、そういうのをちょっと情報提供がちょっと足りないのか、自分たちもちょっと認識不足でしたけれども、なかなかそういう答弁ができなかったんですけれども、もう少し農業者とその辺の新規就農のね、独立するときの話し合いというのは、どうなんですよ、綿密にしているんですか、していないんですか。それとも、受ける側の取り方なんですか。

◎ 委員長（木村 一）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、言われている人、おそらく40数歳の方だと思うんですけどもその方については、もう10数回も何十回もやっております。委員言われるとおり、やっぱり経営始めるとなると大変厳しいものが、いくら支援があつたりしても厳しいものがあるということを皆さん、委員さんご存じだと思うので、それについてはもう普及センター、農協、あと町がもう何回も立ち会ってですね、本人と話し合われて、作物も進めているものもありますけれども、本人の希望する作物もありますので、その辺を含めて、今、現在、この間もやりましたけれども、もう何十回もやっております。

◎ 委員長（木村 一）

6番、西山委員。

◎ 6 番（西山和夫）

すみません、本人ではないんですよ。あくまでも違う方なんですけれども、そういう支援ができないのかということ、十二分に知識のある方でありまして、どうなっているのかなということ、ちょっと確認させていただいたんですけども、当事者といういろいろ詰めているということなので、それ以上言いません。多分、自己負担分、本当にゼロを願っているのかどうかわかりませんが、少なれば少ない方がいいんだろうという、そういう過程の中で言っているのかなという、それを想像すればそれ以上どうしようもありませんので、これで終わりにします。

◎ 委員長（木村 一）

ほかにございませんか。

● 延会宣言

◎ 委員長（木村 一）

なければ、お諮りします。

産業振興課関係の審議中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定致しました。

本日はこれで延会します。

（ 延会 午後 4時34分 ）